

重要水門、閘門、ひ門等位置図 (7)

資料1 ひ門・水門等の操作に関する資料

(1) 津保川倉知水門の管理に関する協定書

津保川倉知水門の管理に関する協定書

第1章 総則

(目的)

第1条 関市長（以下「甲」という。）と倉知用土地改良区理事長（以下「乙」という。）は、倉知水門の操作その他の管理について必要な事項について次のとおり協定する。

(管理者)

第2条 乙は、この協定の定めるところにより水門を管理する。

2 乙は、水門の管理について保守及び操作、連絡等を行う管理人をおくものとする。

3 乙は、前項の規定により管理人を選任（変更）したときは、直ちに甲に届け出なければならない。

(費用の負担)

第3条 甲は、水門の管理に要する費用に充てるため年額240,000円を乙に支払うものとする。

2 前項の規定は、平成12年4月1日～平成13年3月31日までとする。ただし、甲、乙双方からの期間満りの3ヶ月前までに申し出がない場合は、これを1年間延長する。

第2章 水位

(基準水位及び取水水位)

第4条 水門地点における河川の水位は、基準水位を保つかそれ以下の水位を保つようにして用水の取水を行う。ただし、水位の基準は倉知水門の中央ポストに設置した水位計の示度によるものとし、基準水位とは示度 $H=3.30m$ とする。

第3章 取水

(取水)

第5条 乙は、気象及びその他の状況を考慮しつつ受益地の必要な水位を取水する。ただし、水位については基準水位の範囲内とする。

(基準水位の保持)

第6条 第4条に規定する基準水位を保つため、土砂吐ゲート及び1号洪水吐ゲートを調節してこの水位 ($H=3.30m$) を保つようにする。

(取水量の測定)

第7条 乙は、取水量の正確を期するため毎年定時期（最大取水時期）に流量測定を行い、その結果に基づいて水位の補正を行う。

第4章 ゲート補正

(平常時の操作)

第8条 平常時においても乙は第6条に規定する基準水位を保つため、毎日一回定時に土砂吐ゲート及び1号洪水吐ゲートを操作することにより基準水位 ($H=3.30m$) を保つかそれ以下に保つようにする。また、その操作は操作ボタンを手動に切り換えて行い操作終了後は下記の範囲内で自動操作に切り換えておく。

一 水位を規準以下に保った後自動操作とする場合

(1) 1号、2号洪水吐ゲートを閉じている場合で、土砂吐ゲートのみで水位を調節するときは、その開度は $H=1.5m$ までとする。

(2) 2号洪水吐ゲートのみ閉じている場合で、土砂吐ゲート、1号洪水吐ゲートの開度を調整するときは、土砂吐ゲートの開度は $H=1.5m$ 、1号洪水吐ゲートの開度は $H=0.5m$ までとする。

二 水位を基準水位に保つため、一以外の操作を行った場合乙は操作ボタンを手動操作とし、操作室を離れることはできない。

(洪水時の操作及び通報)

第9条 県下に気象注意報が発令され、これが解除され洪水の発生がないと認められるにいたる間及びその他の洪水が発生する恐れがあると認められる時から洪水の発生がないと認められるにいたる間は、乙は直ちに操作室に入り操作ボタンを手動に切り換えて次の操作を行う。

一 初期操作

基準水位と出水の状況との調整をとりながら、土砂吐ゲート及び1号洪水吐ゲートの調整を行い、基準水位を保つようにする。

二 本操作

初期操作を完了（土砂吐ゲート及び1号洪水吐ゲートを全開）して、なお水位が3.5mに達したとき及びゲートを全開とする必要があると予想される場合は、土砂吐ゲート、主ゲート共に全開とする。

三 各ゲートを全開してなお水位が3.5mに達した場合は、乙は直ちに甲に通報しなければならない。

(自動操作)

第10条 第9条以外の場合において、乙が不在のときは自動操作とする。自動操作は異状の出水に対処でき得るよう下記のごとくセットする。

一 土砂吐ゲート及び1号洪水吐ゲートと関係なく水位が3.5mに達したときは、土砂吐ゲートは開度0.3m/minで3分間0.9m開くようにする。

二 土砂吐ゲート及び1号洪水吐ゲートの開度に関係なく、水位が3.65mに達したら通報用サイレンを5分間吹鳴らし、土砂吐ゲートが開き始めるようにする。

三 通報用サイレンを吹鳴らし始めて、10分後に1号洪水吐ゲートが開き始めるようにする。

四 1号洪水吐ゲートが開き始めてより5分後に、2号洪水吐ゲートが開き始めるようにする。

(出水後の操作)

第11条 倉知水門の水位がH=2.65m(取水水位3.3m)に減じた後は、水位を保ちながら減水に応じて2号洪水吐ゲート、1号洪水吐ゲートの順序に閉扉する。ただし、ゲートを閉扉する場合、最後の20cmは5cm下げごとに2分間停止し、これを繰り返しつつ閉扉する。

(ゲート操作に伴う連絡及び事故防止措置等)

第12条 洪水吐ゲートを操作する場合は、自動操作時と同様に通報用のサイレンを5分間吹鳴らしてから操作する。ただし、平常時において用水取水のため、洪水吐ゲートの開度を調整する場合はこの限りでない。

2 洪水吐ゲートを点検整備するため操作する場合は、乙は関係機関並びに地区等へ事前に連絡し事故防止に努めること。

3 稲口揚水機は、この水門の湛水位を利用して取水しているので魚道敷高より水位を下げる場合は事前に揚水機管理者に連絡する。

第5章 点検及び整備

(点検及び整備)

第13条 乙は、ゲートを操作するために必要な機械及び器具、警報装置を常に良好な状態に保つために点検整備を行う。

(監視)

第14条 乙は、倉知水門及びその周辺について、監視を行い危険防止に努める。

第6章 雑則

(魚道の放流)

第15条 魚道は常に放流するものとする。ただし、かんばつ時等において漁業組合の承認を得た場合はこの限りでない。

(管理日誌)

第16条 乙は、倉知水門管理日誌を備え、次の各号に掲げる事項について記録する者とする。

一 気象、天候

二 水量、自記記録紙

三 ゲート操作の時期及びその開度

四 点検及び整備に関すること。

五 その他水門の管理に関すること。

(施設への立入り等)

第17条 甲は、必要に応じて施設に立入り、又は管理日誌を閲覧して乙への助言と資料の収集ができるものとする。

(担当課)

第18条 甲は、この水門の管理に関して、乙との相互連絡を担当する課を指定するものとする。

2 前項に規定する課は、環境経済部農林課とする。

(協定外の事項)

第19条 この協定に定めない事項、又は疑義を生じた事項については甲、乙協議して定める。ただし、緊急の措置を要するものについてはこの限りでない。

この協定の証として、本書2通を作成し双方記名、押印して各自1通を保有する。

平成12年4月1日

甲 関 市 長 後藤 昭夫
乙 倉知用土地改良区理事長 森 茂一

(2) 側島逆水樋門操作要領

側島逆水樋門操作要領

平成31年4月1日

岐阜県

第1章 総則

(趣旨)

第1条 岐阜県関市側島地内の木曾川水系長良川側島逆水樋門の（以下「樋門」という。）操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、長良川の洪水の側島排水路への逆流を防止すること及び側島排水路の排水をすることを目的とする。

第2章 樋管の操作の方法等

(はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法)

第3条 美濃土木事務所長（以下「所長」という。）は、国土交通省美濃水位観測所の水位（以下「美濃水位」という。）が4.20メートル（標高66.18メートル）以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 長良川から側島排水路へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- (2) 長良川から側島排水路へ逆流が始まったときは、樋門のゲートを速やかに全閉すること。
- (3) 樋門のゲートを全閉している場合において、側島排水路の水位が長良川の水位より高くなったときは、樋門のゲートを速やかに全開すること。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第4条 所長は、前条の操作を行っている場合において、美濃水位が4.20メートル（標高66.18メートル）を超えた場合は、樋門のゲートを全閉すること。さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 所長は、平水時には樋門のゲートは全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、点検、整備及び河川管理上やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により樋管を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第7条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (5) 前条の通知及び周知の状況
- (6) その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 長良川について水防法に基づく洪水予報又は水防警報が発表されたとき、もしくは美濃水位が2.00メートル（標高63.98メートル）以上となり、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門等の管理上必要な措置をとること。

(水位観測)

第11条 所長は、洪水警戒体制にある間は、樋門附属量水標により堤内及び堤外の水位を1時間毎に観測し、洪水日報に記録するものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第12条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第13条 所長は、樋門及び樋門等を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。

また、操作員は、異状があった場合には、速やかに所長に報告するものとする。

(記録の作成と提出)

第14条 操作員は、樋門等の操作及び水位観測に関する洪水日報及び点検簿を月毎に整理し、翌月10日までに、所長に提出するものとする。

附 則

この操作要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

(3) 長良川白金1号・2号陸閘操作要領

長良川白金1号・2号陸閘操作要領

平成31年4月1日

岐阜県

第1章 総則

(趣旨)

第1条 岐阜県関市上白金地先の木曾川水系長良川白金1号・白金2号陸閘（以下「陸閘」という。）の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 陸閘の操作は、長良川の洪水が堤内地への流入を防止することを目的とする。

第2章 陸閘の操作方法等

(洪水時における操作の方法)

第3条 美濃土木事務所長（以下「所長」という。）は、国土交通省美濃水位観測所における長良川の水位（以下「美濃水位」という。）が、4.20メートル（標高66.18メートル）に達し、さらに上昇するおそれがあるときは、陸閘の操作を開始し全閉するものとする。

2 前項により陸閘を全閉した場合において、美濃水位が下降して4.20メートル（標高66.18メートル）未満になり、再び上昇のおそれがないときは、陸閘を全開するものとする。

(はん濫危険水位を上回る洪水時における操作方法)

第4条 所長は、前条の操作を行っている場合において、美濃水位が4.20メートル（標高66.18メートル）を超え、さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等（以下「現場状況」という。）も踏まえて総合的に勘案し、陸閘の操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 所長は、美濃水位が4.20メートル（標高66.18メートル）未満のとき又は4.20メートル（標高66.18メートル）に達しても、さらに上昇のおそれがないときは陸閘を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第7条 所長は、陸閘を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 陸閘を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は、陸閘を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容・理由
- (4) 前条の通知及び周知の状況
- (5) その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 美濃水位が3.80メートル（標高65.78メートル）に達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 長良川について水防法に基づく洪水予報又は水防警報が発表されたとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 陸閘を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他陸閘の管理上必要な措置をとること。

(水位観測)

第11条 所長は、洪水警戒体制にある間は、美濃水位を1時間毎に観測し、洪水日報に記録するものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第12条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第13条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するための機械、器具等については、出水期の前後に点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。
また、操作員は、異状があった場合には、速やかに所長に報告するものとする。

(記録の作成と提出)

第14条 操作員は、陸閘の操作及び水位観測に関する洪水日報及び点検簿を月毎に整理し、翌月10日までに、所長に提出すること。

附 則

この操作要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

(4) 小俣川逆水樋門操作要領

小俣川逆水樋門操作要領

平成31年4月1日

岐阜県

第1章 総則

(趣旨)

第1条 岐阜県関市下有知字川端地内の木曾川水系長良川小俣川逆水樋門の(以下「樋門」という。)操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、長良川の洪水の小俣川への逆流を防止すること、及び小俣川の排水をすることを目的とする。

第2章 樋門の操作方法等

(はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法)

第3条 美濃土木事務所長(以下「所長」という。)は、国土交通省美濃水位観測所の水位(以下「美濃水位」という。)が4.20メートル(標高66.18メートル)以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 長良川から小俣川へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- (2) 長良川から小俣川へ逆流が始まったときは、樋門のゲートを速やかに全閉すること。
- (3) 樋門のゲートを全閉している場合において、小俣川の水位が長良川の水位より高くなったときは、樋門のゲートを速やかに全開すること。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第4条 所長は、前条の操作を行っている場合において、美濃水位が4.20メートル(標高66.18メートル)を超えた場合、樋門のゲートを全閉すること。さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

- 2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 所長は、平水時には樋門のゲートは全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、点検、整備及び河川管理上やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第7条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (5) 前条の通知及び周知の状況
- (6) その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋門附属量水標で測定した長良川水位が0.00メートル(標高46.56メートル)を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 長良川について水防法に基づく洪水予報又は水防警報が発表されたとき、もしくは美濃水位が2.00メートル(標高63.98メートル)以上となり、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門等の管理上必要な措置をとること。

(水位観測)

第11条 所長は、洪水警戒体制にある間は、樋門附属量水標により堤内及び堤外の水位を1時間毎に観測し、洪水日報に記録するものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第12条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑則

(点検及び整備)

第13条 所長は、樋門及び樋門等を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。

また、操作員は、異状があった場合には、速やかに所長に報告するものとする。

(記録の作成と提出)

第14条 操作員は、樋門等の操作及び水位観測に関する洪水日報及び点検簿を月毎に整理し、翌月10日までに、所長に提出するものとする。

附 則

この操作要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

(5)重竹逆水樋門操作要領

重竹逆水樋門操作要領

平成31年4月1日

岐阜県

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 岐阜県関市下有知字角野地先の木曾川水系長良川・重竹逆水樋門の(以下「樋門」という。)の操作については、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、長良川の洪水の重竹排水路への逆流を防止すること及び重竹排水路の排水をすることを目的とする。

第2章 樋門の操作の方法等

(はん濫危険水位以下の洪水時の操作方法)

第3条 美濃土木事務所長(以下「所長」という。)は、国土交通省美濃水位観測所の水位(以下「美濃水位」という。)が4.20メートル(標高66.18メートル)以下であるときは、次の各号に定めるところにより、樋門を操作するものとする。

- (1) 長良川から重竹排水路へ逆流が始まるまでの間においては、樋門のゲートを全開しておくこと。
- (2) 長良川から重竹排水路へ逆流が始まったときは、樋門のゲートを速やかに全閉すること。
- (3) 樋門のゲートを全閉している場合において、重竹排水路の水位が長良川の水位より高くなったときは、樋門のゲートを速やかに全開すること。

(はん濫危険水位を上回る洪水時の操作方法)

第4条 所長は、前条の操作を行っている場合において、美濃水位が4.20メートル(標高66.18メートル)を超えた場合、樋門のゲートを全閉すること。さらに上昇が見込まれるときは、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。

また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には、退避後に報告することができる。

- 2 所長は、外水位が低下した場合、浸水の状況等から安全確保ができる範囲で、速やかに施設の操作体制を確立するよう指示するものとする。また、操作員は、移動時等の安全の状況を自ら判断し、操作体制を確立できない場合は、所長に報告するものとする。

(平水時における操作の方法)

第5条 所長は、平水時には樋門のゲートは全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 所長は、点検、整備及び河川管理上やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前3条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(通知及び周知)

第7条 所長は、樋門を操作すること又は操作しないことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 樋門を操作すること又は操作しないことにより、その上流又は下流において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に周知するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 所長は、樋門を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作の内容
- (4) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (5) 前条の通知及び周知の状況
- (6) その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第9条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに洪水警戒体制に入るものとする。

- (1) 樋門附属量水標で測定した長良川水位が0.00メートル(標高48.35メートル)を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (2) 長良川について水防法に基づく洪水予報又は水防警報が発表されたとき、もしくは美濃水位が2.00メートル(標高63.98メートル)以上となり、さらに上昇するおそれがあるとき。
- (3) その他洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 樋門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 樋門及び樋門等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡調整並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他樋門等の管理上必要な措置をとること。

(水位観測)

第11条 所長は、洪水警戒体制にある間は、樋門附属量水標により堤内及び堤外の水位を1時間毎に観測し、洪水日報に記録するものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第12条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑則

(点検及び整備)

第13条 所長は、樋門及び樋門等を操作するための機械、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、常に正常に操作できる状態にしておくとともに、その点検及び整備内容を点検簿に記録するものとする。

また、操作員は、異状があった場合には、速やかに所長に報告するものとする。

(記録の作成と提出)

第14条 操作員は、樋門等の操作及び水位観測に関する洪水日報及び点検簿を月毎に整理し、翌月10日までに、所長に提出するものとする。

附 則

この操作要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この操作要領は、平成31年4月1日から施行する。

第4 農業用ため池

・関市の区域内にある農業用ため池で、特に注意を要する水防危険区域として想定する。

1. 関地域

地図番号	名称	地区名	小字	面積 m ²	貯水量 m ³	注意を 要する ため池	要注意事由
安-1	柳洞池	稲口	柳洞	1,719.0	2,000	※	危険判定B S59適正化改修
安-2	鎌研池	稲口	鎌研	1,639.6	6,500		S59適正化改修
安-3	西島池	稲口	西島	519.0	500		S59市単改修
安-4	米座池	稲口	米座	1,798.30	3,600		S53市単改修
安-5	宮ノ洞池	稲口	宮ノ洞	1,471.00	2,100		S55市単改修
安-6	新池	稲口	長洞	4,046.20	11,500	※	S56～59県営改修
旭-1	新池	塔之洞	高山	5,041.20	23,000		H1適正化、H2市単改修
旭-2	上中洞池	塔之洞	中洞	12,072.00	23,500		S57県営改修
旭-3	下中洞池	塔之洞	中洞	5,791.70	12,900		S58県営改修
旭-4	中池	黒屋	東黒屋	74,380.10	277,000	※	S48～52県営改修
旭-5	天王池	黒屋	池洞	3,067.70	18,000	※	S62適正化改修
旭-6	上貉池	塔之洞	貉	12,072.70	55,000		S61～62県営改修
旭-7	下貉池	塔之洞	貉	5,791.70	12,700		H1～2県営改修
旭-8	新ため池	塔之洞	糺洞	6,109.00	17,000	※○No.11	危険判定B 堤体侵蝕余水吐取水施設不良
瀬-1	弥勒寺池	池尻	弥勒寺	1,190.00	400	※	S63市単改修
瀬-2	小崎池	池尻	小崎	1,123.90	2,200	※○No.5	堤体侵蝕余水吐取水施設不良
瀬-4	坂田池	池尻	田島	10,350.40	25,900	※	H4～6県営改修
岡-1	虚空蔵池	平賀	長峰	8,132.20	27,000	※	S50市営、S61適正化 S61市単改修
岡-2	大知洞池	平賀	大知洞	4,958.60	12,300	※○No.2	S51,53市単改修
岡-3	板屋池	上肥田瀬	北田	1,758.00	3,000		S60適正化改修
千-1	天池	千疋	虬洞	1,821.40	3,000	○No.7	S52災害復旧
田-1	西洞池	小迫間	西洞	1,256.70	3,000	※○No.4	堤体侵蝕余水吐取水施設不良
田-2	宮洞池	小迫間	宮洞	819.8	3,000		S55県単改修
田-3	松笠池	小迫間	松笠洞	1,295.80	5,100		S57県単改修
田-4	牛洞池	小迫間	牛洞	2,634.70	5,200		S56～59県単改修 H2県単改修
田-5	西別所池	小迫間	西別所	3,904.50	10,000		
田-6	松茸池	西田原	下り坂	1,441.00	600		S55県単改修
田-7	下り坂池	西田原	下り坂	2,102.00	3,000	※	S59～62県営改修
田-8	上菰田池	西田原	菰田	5,239.60	41,800	※	
田-9	中菰田池	西田原	菰田	18,985.80	108,000	※	S52～54県営改修
田-10	下菰田池	西田原	菰田	6,079.30	35,000	※	S51～54県営改修
田-11	黒部池	西田原	中野	4,628.00	8500		S49～50団体営改修
田-12	絹屋池	西田原	絹屋	694.2	1,500		S55県単改修
田-13	西野池	西田原	絹屋	1,639.60	4,500	※	S59～62県営改修
田-14	千歳池	大杉	狐洞	3,607.00	11,700	※	S55～58県営改修
田-15	濁池	迫間	吉田洞	2,638.00	4,500		
田-16	平田池	迫間	平田	588	600		
田-17	田ノ洞池	迫間	西浦	1,586.70	4,500	※	S54県単改修
田-18	栄洞池	迫間	栄	67,000	9,900	※	H2県単改修

地図番号	名称	地区名	小字	面積 m ²	貯水量 m ³	注意を要するため池	要注意事由
田-19	寺前池	大杉	戸石	11,900.80	47,500	※	S62適正化改修 H9県単改修 H18～19県単改修
田-21	下戸石池	大杉	戸石	6,600.00	23,000	※	危険判定B H2県営改修
田-22	小松寺池	西田原	小松		1,200	※	
下-1	赤谷池	下有知	赤谷	10,696.90	34,600	※	S46県営改修
野-1	岩谷池	神野	岩谷	3,170.20	9,500	※○No.1	S59市単改修 (斜樋・底樋改良) S56～58市単改修 (堤外ブロック、余水吐改良)
野-2	堤洞池	神野	堤洞	1,008.00	2,000	※	S54～56県単 S63市単改修
野-3	前田池	神野	前田	251.2	100	○No.8	私有 堤体侵蝕余水吐取水施設不良
野-4	正洞池	神野	正洞	552	300	※○No.9	私有 堤体侵蝕余水吐取水施設不良
野-5	大坪池	神野	大坪	1,880.90	7,300	※	S56県単改修
野-6	船戸池	西神野	船戸	647.9	10,500	※	H1～4県営改修
野-7	中島池	神野	中島	218.1	400	※	S56市単改修
野-8	法坂池	西神野	法坂	2,992.00	16,100	※	S60～63県営改修
野-9	池ヶ洞池	神野	池ヶ洞	2,024.00	10,000	※	S53県単改修
野-11	須ヶ洞池	神野	須ヶ洞	3,752.00	6,700		S57～59県営改修
野-12	牛洞池	小野	牛洞	5,305.00	8,500	※	危険判定B S56～59県営改修
野-13	中屋敷池	小野	中屋敷	406.6	800	※	S57県単改修
野-14	宝田池	小野	鎌洞	4,024.90	9,800		危険判定B
野-15	早水池	志津野	早水	3,547.00	12,800	※	
野-16	長坂口池	小野	長坂口	852.8	1,000	○No.10	私有 堤体侵蝕余水吐取水施設不良
野-17	蟹田池	志津野	蟹田	1,884.20	7,000	※	H3～6県営改修
野-18	青ノ木池	志津野	青ノ木	1,388.40	2,600	※	S62～H2県営改修
野-19	梶洞池	西神野	梶洞		200		
広-1	忠内洞池	広見	忠内洞	1,014.80	4,800	※ ○No.6	危険判定A 堤体侵蝕余水吐取水施設不良
広-2	長洞池	広見	長洞	1,738.80	5,000	※	S58～59適正化改修
広-3	上長洞池	広見	長洞	261.1	1,000	※○No. 12	私有 堤体侵蝕余水吐取水施設不良
合計							64

[注] ※印(39箇所)は、岐阜県地域防災計画、岐阜県防災重点農業用ため池

[注] 危険度A:直ちに改修の要あり 危険度B:改修の要あり

2. 武芸川地域

地図番号	名称	地区名	小字	面積 m ²	貯水量 m ³	注意を要するため池	要注意事由
芸-1	土仏洞池	谷口	土仏洞	1,722	3,950	※	
芸-2	福寿寺池	八幡	松洞	568	650	※	
芸-3	天池	八幡	池ノ洞	4,409	2,910	※	危険判定B 余水吐取水施設不良
芸-4	神之洞池	八幡	神ノ洞	667	680		
芸-5	荒神洞池	谷口			580	※	平成29年県営改修

[注] ※印（4箇所）は、岐阜県地域防災計画、岐阜県防災重点農業用ため池

[注] 危険度A：直ちに改修の要あり 危険度B：改修の要あり

3. 武儀地域

地図番号	名称	地区名	小字	面積 m ²	貯水量 m ³	注意を要するため池	要注意事由
儀-1	大洞池	富之保			2,600		

4. 位置について

- ・農業用ため池配置図 参照

第5 発電所堰堤

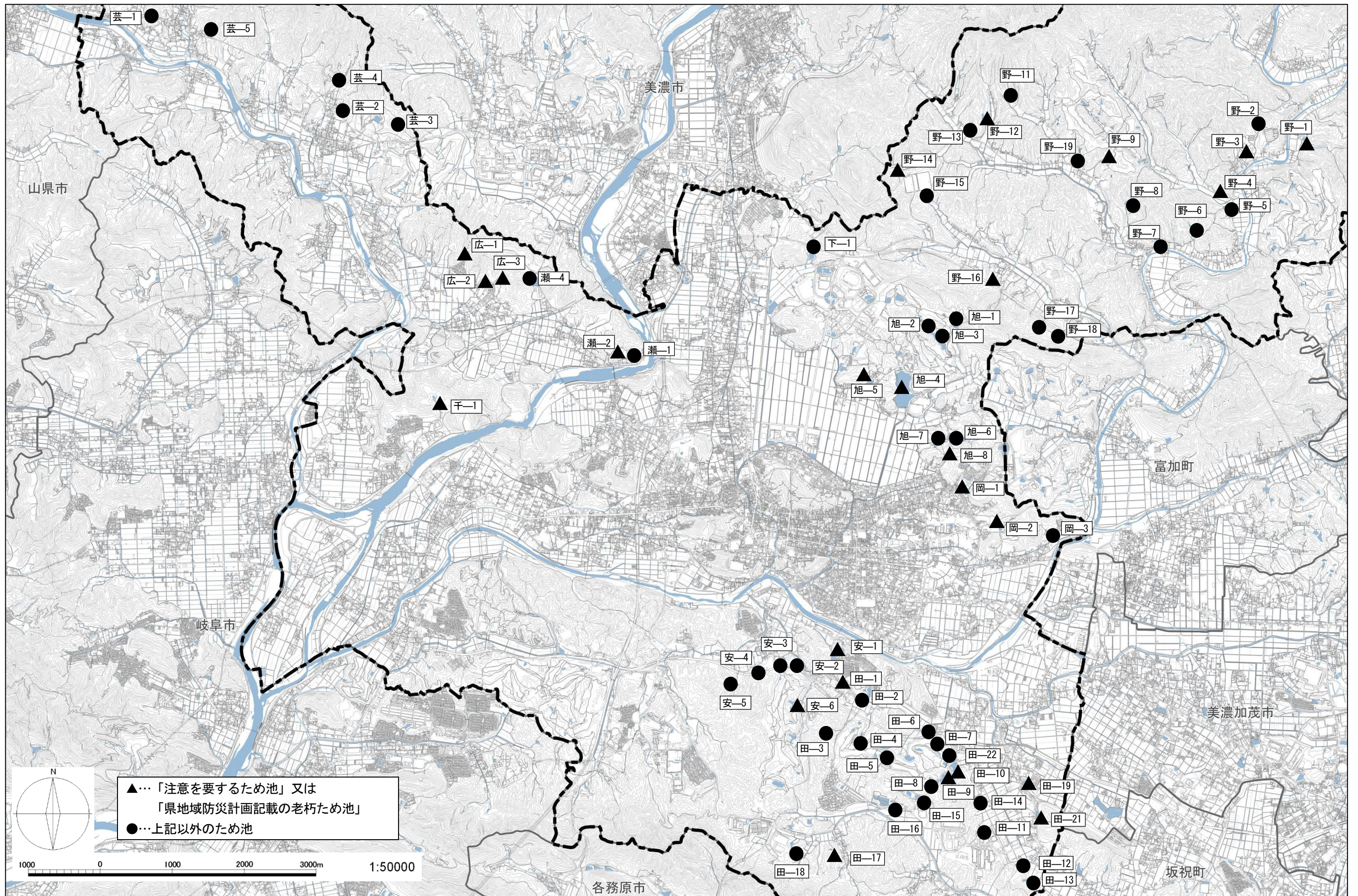
- ・関市の区域内にある発電所堰堤は、以下のとおりであり、特に注意を要する水防危険区域として、想定する。

1. 発電所堰堤

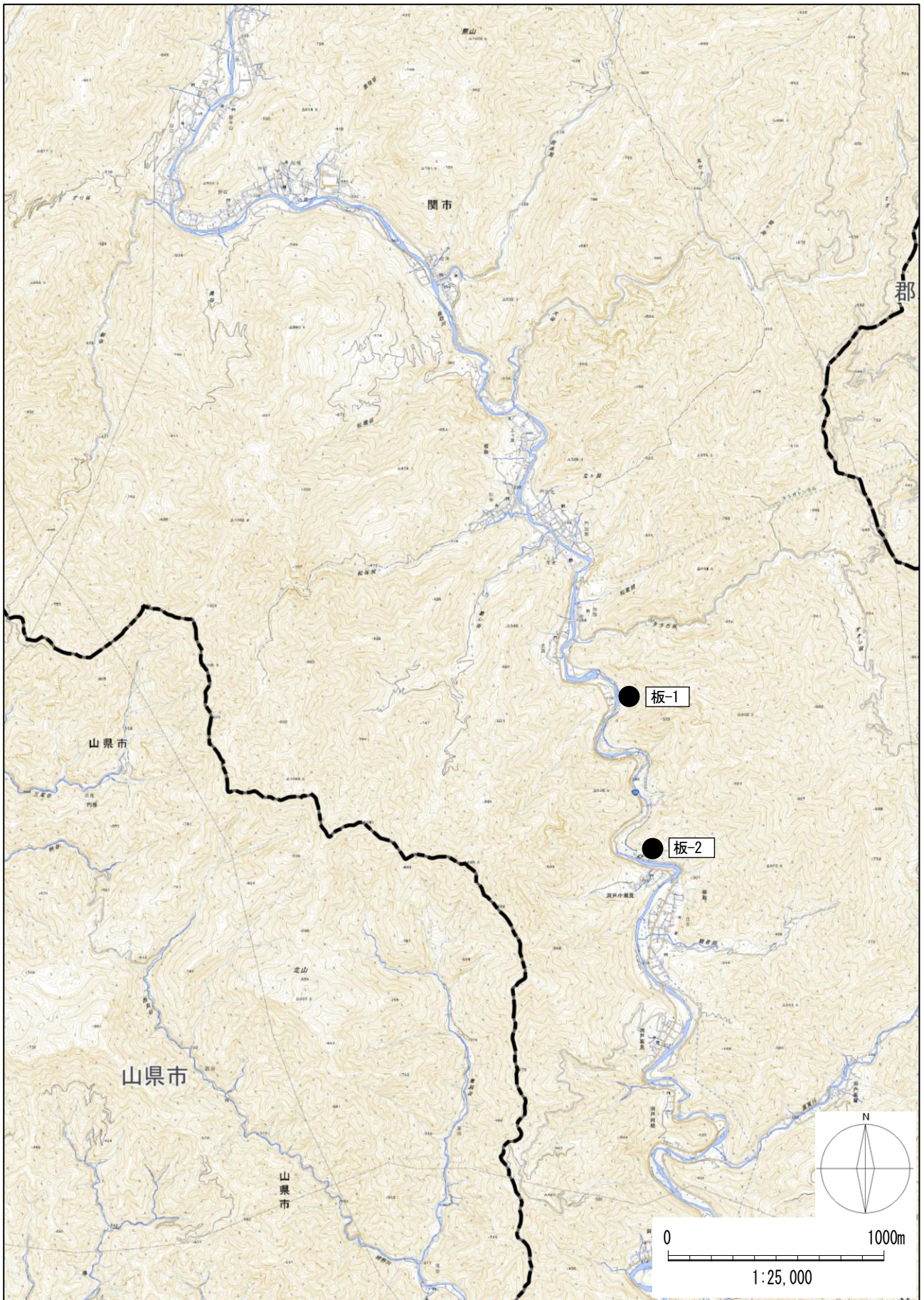
図上番号	河川名	名称	位置	操作担当者	電話	備考
板-1	板取川	白谷	板取	中部電力川辺ダム管理所	0574-53-5373	
板-2		洞戸	板取			
板-3	西ヶ洞谷川	川浦	板取	中部電力西平ダム管理所	0585-54-2300	高堰堤

2. 位置について

- ・発電所堰堤位置図 (1) ~ (2) 参照



農業用ため池配置図

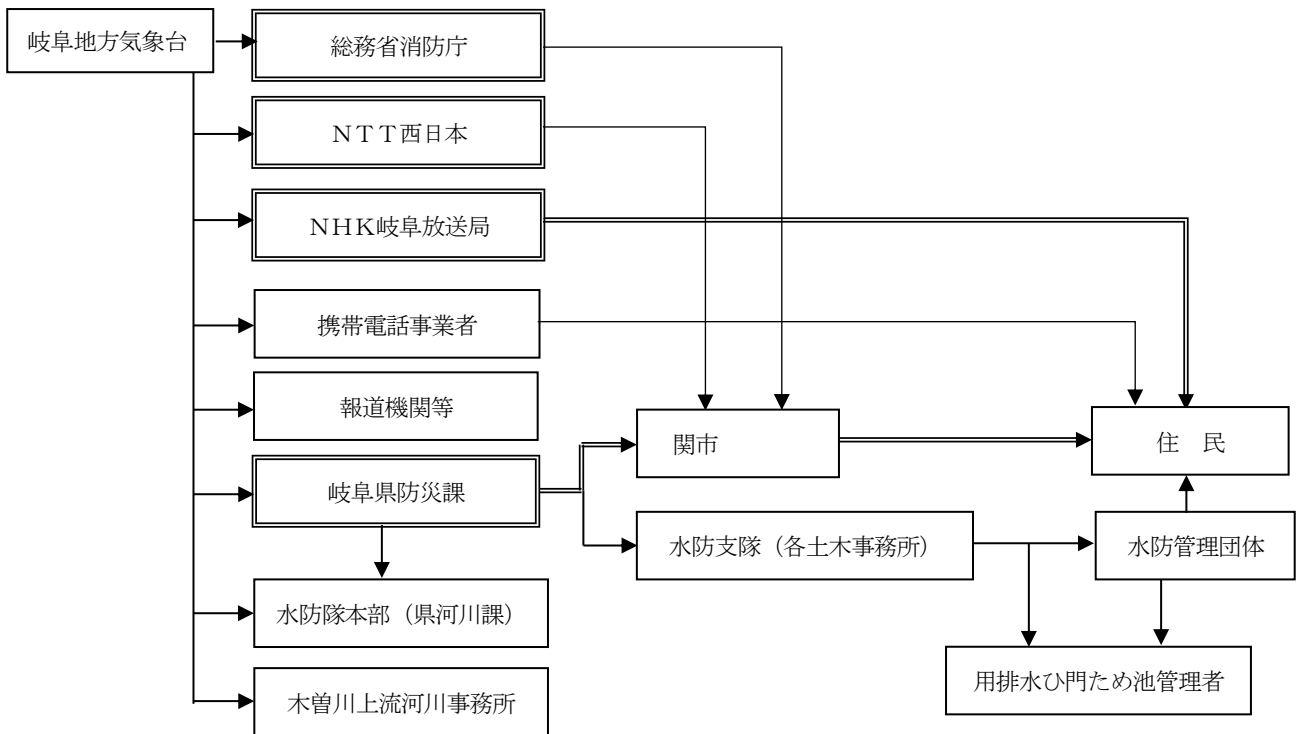


発電所堰堤位置図 (1)



発電所堰堤位置図 (2)

第1 気象予警報
伝達系統



※二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先

※二重線の経路は、気象業務法第15条の二によって、特別警報が発表された際に、通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路（岐阜県から市町村、市町村から住民の経路）

※緊急速報メールは、気象等（大雨、暴風、暴風雪、大雪）に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたとき、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

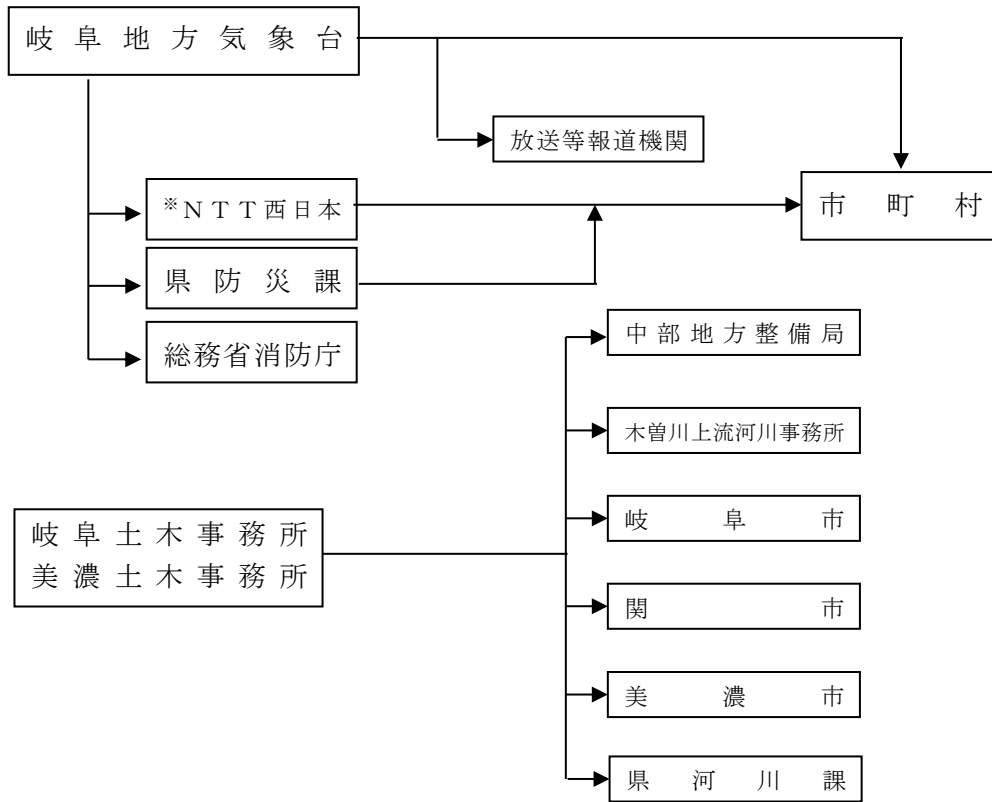
根拠法	発令者	種類	
		発表時の名称	情報区分
気象業務法 第14条の2第1項	岐阜地方気象台	大雨注意報	水防活動用気象注意報
		大雨警報又は大雨特別警報	水防活動用気象警報
		洪水注意報	水防活動用洪水注意報
		洪水警報	水防活動用洪水警報

※種類の左欄に掲げる気象注意報、警報をもって、右欄に掲げる水防活動用の予報、警報に代える。

第2 長良川上流洪水予報

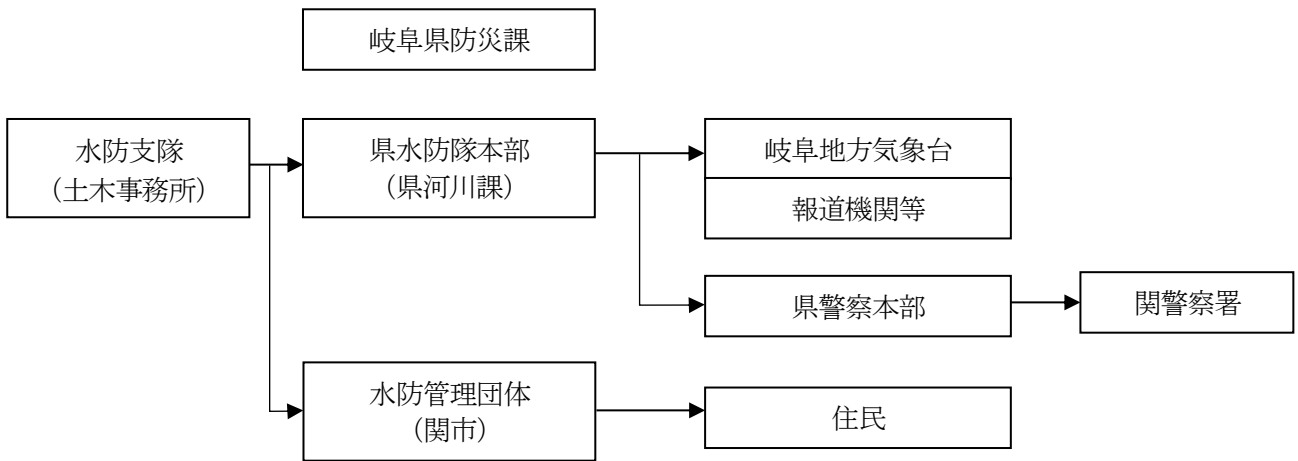
伝達経路

※洪水予報のみ



根拠法	発令者	種類	
		発表時の名称	情報区分
気象業務法 第14条の2第3項 水防法第11条第1項	岐阜土木事務所 美濃土木事務所 岐阜地方気象台	長良川上流洪水予報	洪水注意報
			洪水警報
			解除

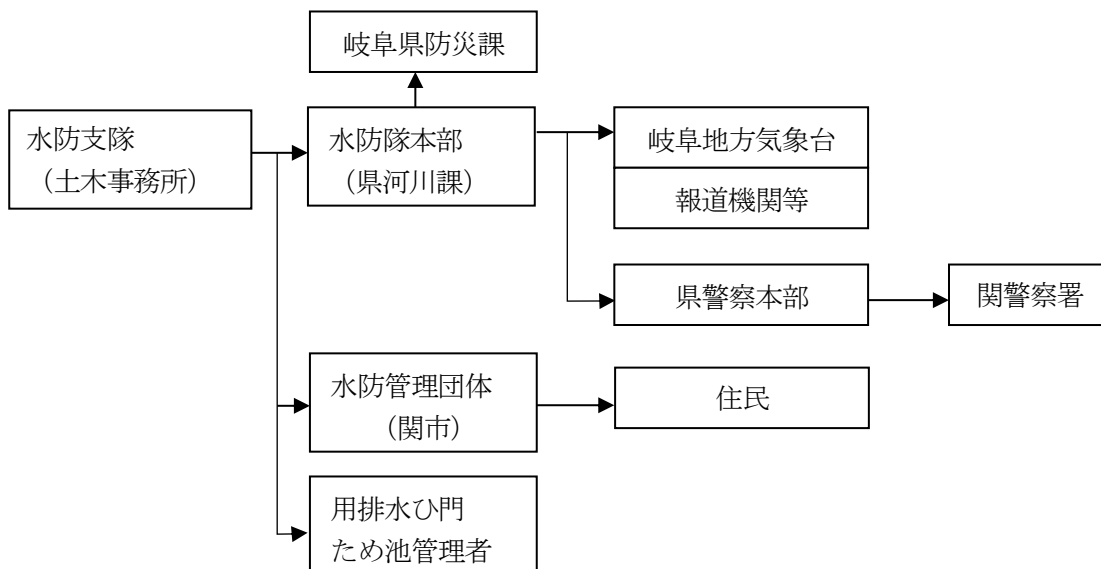
第3 避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報、氾濫情報
伝達経路



根拠法	発令者	種類
水防法 第13条第2項	岐阜水防支隊長 (岐阜土木事務所長)	武儀川氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報
	美濃水防支隊長 (美濃土木事務所長)	武儀川氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報
		津保川氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報

第4 水防警報（県知事が発表するもの）

伝達経路



根拠法	発令者	種類	
		発表時の名称	情報区分
水防法 第16条	岐阜水防支隊長 (岐阜土木事務所長)	長良川（芥見）水防警報	準備
		武儀川（谷口）水防警報	解除
			情報
	美濃水防支隊長 (美濃土木事務所長)	長良川（美濃）水防警報	準備
		武儀川（谷口）水防警報	解除
		津保川（関）水防警報 津保川（下之保）	情報

S2-02-06 洪水予報の種類と基準

(R6. 3. 31)

第1 知事と気象庁長官が発表する洪水予報

長良川上流洪水注意報、洪水警報

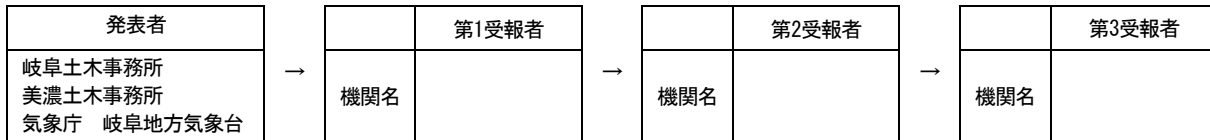
1. 種類及び発表基準

種類	基準	洪水予報標題	発表する時期	行動
洪水警報	堤防から越水又は破堤が起り、河川水による浸水が確認されたとき。	氾濫発生 情報 (警戒レベル5)	氾濫が発生した時、氾濫が継続しているときに発表される。	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救助活動等を要する
	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、又は氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったとき。	氾濫危険 情報 (警戒レベル4)	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。	避難指示発令の判断の参考とする 住民は避難を判断
	基準地点の水位が、一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき又は避難判断水位に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき。	氾濫警戒 情報 (警戒レベル3)	基準地点の水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達しさらに水位上昇が見込まれるときに発表される。	高齢者等避難発令の判断の参考とする 住民は氾濫に関する情報に注意 水防団出動
洪水注意報	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき。	氾濫注意 情報 (警戒レベル2)	基準地点の水位が、氾濫注意水位に到達し、さらに水位が上昇すると見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位の上昇が見込まれないときに発表される。	避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど自らの避難行動の確認を要する 水防団待機
	基準地点の水位が、水防団待機水位（通報水位）に到達したとき。	(発表しない) (警戒レベル1)	水防団待機水位（通報水位）に到達したときに発表される。	水防団待機
解除	氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるとき。	氾濫注意情報 解除	基準地点の氾濫注意情報の水位基準を下回り、氾濫注意情報の必要がなくなったと認められるときに解除される。	

2. 木曽川水系長良川氾濫警戒情報様式

木曽川水系長良川氾濫警戒情報様式は、資料2のとおりである。

資料2 木曽川水系長良川氾濫警戒情報



正規

木曽川水系長良川氾濫警戒情報

木曽川水系長良川上流洪水予報第〇号
 洪水警報
 令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
 岐阜土木事務所・美濃土木事務所・岐阜地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報[洪水]】木曽川水系長良川上流では、避難判断水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。木曽川水系長良川上流の芥見水位観測所(岐阜市〇〇)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。木曽川水系長良川上流の美濃水位観測所(美濃市△△)では、「避難判断水位」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

多いところで1時間に50ミリの雨が降っています。
 今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
長良川上流域	〇〇〇ミリ	〇〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
芥見水位観測所 (岐阜市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X ↓	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
美濃水位観測所 (美濃市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X ↓	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
 水位のグラフは各水位管を按分したものです。
 水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

観測所名	芥見水位観測所	美濃水位観測所
	岐阜市	美濃市
レベル4水位 氾濫危険水位*	7.3	
レベル3水位 氾濫判断水位*	7.0	
レベル2水位 氾濫注意水位	5.0	
レベル1水位 水防団待機水位	4.0	
受け持ち区間	長良川	長良川
	左岸 岐阜市、関市 右岸 岐阜市、関市	左岸 美濃市、関市 右岸 美濃市、関市
氾濫が発生した場合の 浸水想定区域	岐阜県岐阜市溝口、 長良古津、日野北、岩田西、向 加野、上芥見	岐阜県関市上白金、小屋名、 池尻、小瀬、保戸島、 下有知、千疋、下白金、 美濃市前野、曾代、笠神、 極楽寺、中央、生櫛、志摩、安 毛、横越

※避難判断水位、氾濫危険水位：

水位観測所受け持ち区間内の第1位危険個所の避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない段階 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」当の情報は、下記サイトからもご覧いただけます。

岐阜県ホームページ

パソコンから

携帯電話から

気象庁ホームページ

<https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>

<https://www.jma.go.jp/>

<https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/>

問い合わせ先

水位関係：岐阜土木事務所 施設管理課 河川砂防管理係 電話：058-214-9603

美濃土木事務所 施設管理課 施設管理係 電話：0585-33-4011（内線）306

気象関係：気象庁 岐阜地方气象台 電話：058-271-4109

3. 洪水予報発令基準地点

河川名	区域	延長 km	洪水予報 発表 責任者	対象水位観測所 (m)							対応水 防管理 団体
				名称	位置	水防団 待機水位 (通報水 位)	氾濫 注意水位 (警戒水 位)	避難 判断水位 (特別警 戒水位)	氾濫 危険水位	計画高 水 位	
長良川	(左岸) 美濃市曾代 から 岐阜市日野 まで	20.8	美濃土木 事務所長	美濃	美濃市 港町	2.00	3.20	3.80	4.20	6.60	美濃市 関市
	岐阜土木 事務所長		芥見								
	(右岸) 美濃市立花 から 岐阜市長良 まで			岐阜地方 気象台長							

第2 知事が発表する水位到達情報

1. 種類及び発表基準

種類	発表基準
氾濫発生情報	堤防から越水または破堤がおり、河川水による浸水が確認されたとき
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に達したとき

2. 水位周知到達発表受報様式

資料3・資料4・資料5のとおり。

3. 避難判断水位・氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報発表基準地点

（知事が指定する水位（情報）周知河川）

河川名	区域	延長 km	洪水予報 発表 責任者	対象水位観測所 (m)							対応水 防管理 団体
				名称	位置	設置 機関	水防団 待機水位 (通報水 位)	氾濫 注意水位 (警戒水 位)	避難 判断水位	氾濫危険 水位 (洪水特 別警戒水 位)	
武儀川	山県市西武芸橋 から 長良川合流点 まで	11.1	岐阜土木 事務所長	(テレ) 谷口	関市 武芸川町 谷口	国	1.50	2.50	3.20	3.40	岐阜市 山県市 関市
			美濃土木 事務所長								
津保川	関市神野 (旧武儀町境) から 関市肥田瀬 富津橋まで	11.5	美濃土木 事務所長	(テレ) 下之保	関市 下之保	県	1.00	1.80	2.30	2.70	関市 富加町
			可茂土木 事務所長								
津保川	関市肥田瀬 富津橋から 長良川合流点 まで	12.8	美濃土木 事務所長	(テレ) 関	関市 上白金	国	3.00	4.00	5.70	5.80	岐阜市 関市 富加町
			可茂土木 事務所長								

4. 氾濫発生情報発表基準地点（氾濫開始相当水位）（知事が指定する水位（情報）周知河川）

河川名	基準点名	氾濫発生情報発表責任者	氾濫発生情報発表のための基準水位計		氾濫発生箇所詳細					河川カメラ名称	周知水防管理団体
			危険管理型水位計		氾濫発生市、都	氾濫発生地区	詳細場所	左岸or右岸or左右岸	(参考)対象氾濫ブロック名		
			水位計名	氾濫開始相当水位							
武儀川	谷口	岐阜土木事務所長	武儀川谷口	0.00	関市	武芸川町谷口	一色橋上流 約0.6km	右	谷口_R05	武儀川谷口	岐阜市 山泉市
		美濃土木事務所長		0.00							関市
津保川	下之保	美濃土木事務所長	津保川神野	0.00	関市	神野	大保木橋下流 約0.2km	右	下之保_R03	津保川神野	関市
		加茂土木事務所長		0.00							富加町
	関	美濃土木事務所長	津保川小屋名	0.00	関市	小屋名	百年橋下流 約0.1km	右	関_R01	津保川小屋名	岐阜市 関市
				加茂土木事務所長							0.00

資料3 氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）発表受報様式

氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）発表受報様式

川	観測所	氾濫警戒情報
	令和 年 月 日 時	
	分岐卓 務所	土木事 発表

【主文】

時 分現在

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】

観測所の水位は、 m cmで、 高齢者等避難開始の
 発令の目安となる避難判断水位 m cmに到達しました。
 市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

(参考)	川	水位観測所	(〇〇市〇〇町)
	(受け持ち区間)		～
	氾濫危険水位	m	水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
○	避難判断水位	m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
	氾濫注意水位	m	氾濫の発生に対する注意を求める段階
※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間内の第1位危険個所の避難判断水位、 氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位			

★市町村担当者様

「氾濫警戒情報（避難判断水位到達情報）」が発表された旨、首長に伝達してください。
 高齢者等避難開始の発令を検討する必要があります。

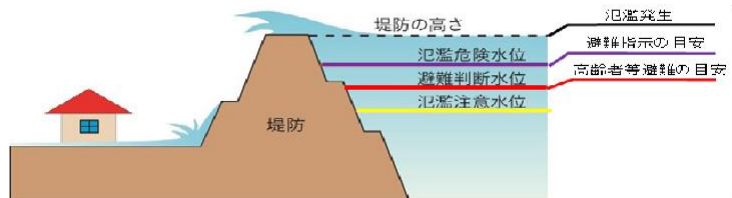
氾濫警戒情報の伝達経過

FAX伝達終了時刻

年 月 日 時 分

水防警報・水位周知河川の水位						
観測所名	氾濫注意水位		避難判断水位		氾濫危険水位	
	m	c	m	c	m	c
	m	m	m	m	m	m

氾濫警戒情報の確認先				
伝達確認先	電話番号	確認者	被確認者	確認時刻



(参考)「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	スマートフォンから	携帯電話から
	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/sp/	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/

★市町村担当者の皆様へ： 本件の問い合わせは、発表土木事務所へお願いします。

★報道機関関係者の皆様へ： 本件の問い合わせは、岐阜県河川課（058-272-8603）へお願いします。

資料4 氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）発表受報様式

氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）発表受報様式

川	観測所	氾濫警戒情報
	令和 分岐卓 務所	年 月 日 時 岐阜県 発表 土木事

【主文】

時 分現在

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】

観測所の水位は、 m cmで、避難指示の発令の目安となる
 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位） m cmに到達しました。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、
 適切な防災行動をとって下さい。

(参考)	川	水位観測所	(〇〇市〇〇町)
	(受け持ち区間)		~
○	氾濫危険水位	m	水防法第13で規定される洪水特別警戒水位 いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
	避難判断水位	m	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
	氾濫注意水位	m	氾濫の発生に対する注意を求める段階
※避難判断水位、氾濫危険水位： 水位観測所受け持ち区間内の第1位危険個所の避難判断水位、 氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位			

★市町村担当者様

「氾濫危険情報（氾濫危険水位到達情報）」が発表された旨、首長に伝達してください。
 早期の避難指示の発令を検討する必要があります。

氾濫警戒情報の伝達経過

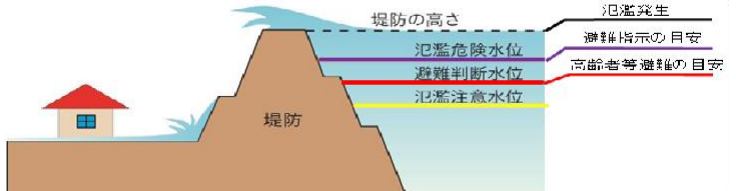
FAX伝達終了時刻

年 月 日 時 分

氾濫の危険のある地区	m	cm

氾濫危険情報の確認先

伝達確認先	電話番号	確認者	被確認者	確認時刻
-------	------	-----	------	------



(参考)「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	スマートフォンから	携帯電話から
	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/sp/	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/

★市町村担当の皆様へ： 本件の問い合わせは、発表土木事務所へお願いします。

★報道機関関係者の皆様へ： 本件の問い合わせは、岐阜県河川課（058-272-8603）へお願いします。

氾 濫 発 生 情 報 発 表 受 報 様 式

〇〇川 氾濫発生情報

令和 年 月 日 時 分
岐阜県 〇〇 土木事務所 発表

【主文】

【警戒レベル5相当情報 [洪水]】

〇〇川では△△△地区付近（□□□） ■■■岸において氾濫が発生しました。

直ちに、市からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください。

★市町村担当者様

「氾濫発生情報」が発表された旨、首長に伝達してください。

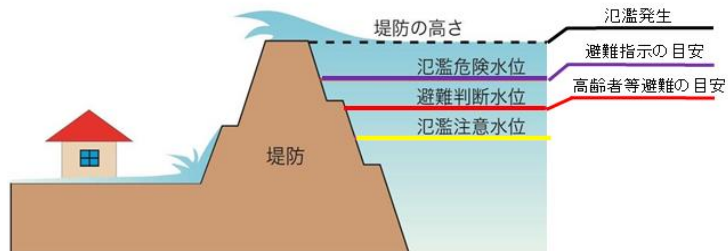
災害発生情報の発令を検討する必要があります。

氾濫発生情報の伝達経過

FAX伝達終了時刻

年 月 日 時 分

氾濫発生情報の確認先				
伝達確認先	電話番号	確認者	被確認者	確認時刻



(参考)「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	スマートフォンから	携帯電話から
	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/sp/	https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/h/

- ★市町村担当者の皆様へ : 本件の問い合わせは、発表土木事務所へお願いします。
- ★報道機関関係者の皆様へ : 本件の問い合わせは、岐阜県河川課 (058-272-8603) へお願いします。

第1 知事が発表する水防警報

1. 水防警報の段階と内容

種類	内容
準備	水防資器材の設備点検、水門等開閉の準備、幹部の出動等を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。
情報	水防活動以上必要な水位、その他河川の状況を通知するもの。

2. 水防警報の発表基準

種類	発令基準
準備	対象水位観測所の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、出水判断の参考となる機関における状況等から、なお水位上昇のおそれがあるとき。
解除	水防活動の終了を通知するもの。 水防警報の発令を継続する特段の事由がある場合を除き、はん濫注意水位（警戒水位）を下回った後、1～2時間程度経過し、状況を最終的に見極めた時点とすることを目安とする。
情報	適宜

3. 水防警報発表基準地点

河川名	区域	延長 (km)	水防警報 発表 責任者	対象水位観測所 (m)					対応水 防管理 団体
				名称	位置	設置 機関	水防団 待機水位 (通報水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	
長良川	美濃市板取川 合流点から 岐阜市 日野舟伏まで	20.8	美濃土木 事務所長	(テレ) 美濃	美濃市 港町	国	2.00	3.20	関市 美濃市
			岐阜土木 事務所長	(テレ) 芥見	岐阜市 芥見	国	4.00	5.00	岐阜市 関市
武儀川	山県市西武芸 橋から長良川 合流点まで	11.1	岐阜土木 事務所長	(テレ) 谷口	関市 武芸川 町谷口	国	1.50	2.50	岐阜市 山県市
			美濃土木 事務所長						関市
津保川	関市神野（旧武 儀町境）から 関市肥田瀬 富津橋まで	11.5	美濃土木 事務所長	(テレ) 下之保	関市 下之保	県	1.00	1.80	関市
			可茂土木 事務所長						富加町
	関市肥田瀬 富津橋から 長良川合流点 まで	12.8	美濃土木 事務所長	(テレ) 関	関市 上白金	国	3.00	4.00	関市 岐阜市
			可茂土木 事務所長						富加町

4. 水防警報発表様式

水防警報発表様式は、資料6のとおりである。

※水位上昇の選択の目安

15cm未満	15cm以上30cm未満	30cm以上
かんまんに	刻々	急激に

水防警報発表受報用紙

水防警報第 _____ 号 (準備) 出動 (解除) 情報 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 岐阜県 _____ 土木事務所長 発表	
イ	時 _____ 分現在 _____ の水位は _____ m _____ cm で _____ の水位 時 _____ 分現在 _____ の水位は _____ m _____ cm で _____
ロ	時 _____ 分現在 _____ の水位は _____ m _____ cm で _____
ハ	上昇中である。
ニ	これが最高水位と _____
ホ	上流 _____ の水位は _____ m _____ cm で _____ 上昇中である。 流量は _____ m ³ /s
ヘ	時 _____ 分発表の _____ 川洪水 _____ によれば _____ 時に _____ の水位は _____ m _____ cm になる見込みである。
ト	地方气象台発表の _____ によれば今後なほ [上流山間部] に [川流域] [県地方] [部]
チ	mm の _____ が予想される。
リ	減水中である。 _____ の [水位は _____ 時に _____ m _____ cm] [流量は _____ 時に _____ m ³ /s]

順序	符号	本文
	又	_____ 市 _____ 地方では _____
	ル	河川の水位は一旦 _____ 再び _____
	ヲ	本地区 _____ せられたい。
	ワ	本地区の水防警報を解除する
	力	(イ〜ワ以外の補足事項)

(注) I. 記入要領 { _____ の部分は名称、地名、数字を入れる。
 _____ の部分は字句の不要な場合に使う。
 発信者は始めに一句毎に読み、次に通して読む。
 必ずくり返して、2度読むこと。
 受信者は間違いないよう必ず復唱すること。

II. 通達要領 {

(水防隊本部用)

水防警報の伝達結果	計画高
一斉指令(無線)終了時刻 _____ 時 _____ 分	水位 _____
_____ 時 _____ 分	観測所 _____
_____ 時 _____ 分	計画高 _____
_____ 時 _____ 分	水位 _____

水防警報対象水位観測所	計画高
観測所名 _____	水位 _____
水防留待機 _____	観測所 _____
水位 _____	計画高 _____
_____	水位 _____
_____	観測所 _____

水防警報の確認先	確認時刻
連絡先 _____	確認者 _____
_____	電話 _____
_____	_____
_____	_____

★市町村担当者様へ : 本件の問合せは、岐阜土木事務所へお願い致します。
 ★報道機関関係者の方へ : 本件の問合せは、岐阜県河川課(058-272-8603)へお願い致します。

- ・気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のホームページでパソコンや携帯電話から確認することができる。
- ・河川の水位とは、基準面から計った河川の水位の水面の高さをいい、水位観測所ごとにあらかじめ測量し定められている。

第1 関市

関市気象河川情報

(市内の、河川水位、雨量、河川カメラの情報)

<http://www3.city.seki.gifu.jp/Home/Index/>

第2 岐阜県

岐阜県総合防災ポータル

(県内の気象情報、河川水位、雨量・土砂災害などの総合情報HP)

<https://gifu-bousai.my.salesforce-sites.com/>

ぎふ土砂災害警戒情報ポータル

<https://alert.sabo.pref.gifu.lg.jp>

岐阜県 川の防災情報

<https://www.kasen.pref.gifu.lg.jp/>

第3 国土交通省

川の防災情報

(河川水位、河川カメラの情報)

<https://www.river.go.jp/>

川の水位情報

(河川水位、河川カメラの総合情報)

<https://k.river.go.jp/>

第4 気象庁

気象庁

<https://www.jma.go.jp/>

岐阜地方気象台

<https://www.jma-net.go.jp/gifu/>

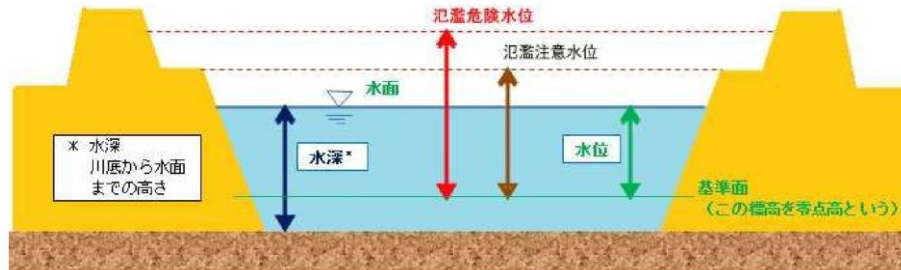
第5 水位観測所

(1) 水位観測所には水位標が設置されている。

水位標とは、アルミ製の板（幅20～30cm程度）に目盛が記されたもので、これを観測のために河道内に専用に立てた柱や、護岸、橋脚の表面に設置し水位を読み取る。

水位標の目盛のゼロ点の標高は、「〇点高」となるよう設定されている。

(水面の標高) = (水位標計測値) + (〇点高)



水位イメージ図

水位観測所等一覧表

R5. 3現在

番号	河川名	観測局名	設置者	所在地	運用年度	備考
①	長良川	美濃	国	美濃市港町地内 (美濃橋下流左岸)		国・県
②	長良川	小俣川樋門 (外)	県	関市東志摩地内		国・(県のみ閲覧可能)
③	長良川	鮎ノ瀬橋	市	関市小瀬17-4 (県道上野関線、鮎之瀬橋)		反射式、関
④	津保川	上之保	県	関市上之保地内 (山本橋上流右岸)		
⑤	津保川	名倉橋	市	関市上之保地内		関
⑥	津保川	下之保	県	関市下之保地内 (戸丁橋右岸)		県
⑦	津保川	上日立橋	市	関市神野字上日立1998-8		反射式、関
⑧	津保川	肥田瀬	県	関市肥田瀬地内 (富津橋)		国
⑨	津保川	新富津橋	市	関市肥田瀬2955-2 (国道248号線)		反射式、関
⑩	津保川	関	国	関市上白金地内 (小金田橋下流右岸)		国・県
⑪	板取川	門出橋	市	関市板取1163-2 (板取集落センター)		関
⑫	板取川	洞戸橋	市	関市洞戸市場292-3 (洞戸診療所)		関
⑬	板取川	下洞戸	国	関市洞戸大野地内 (下洞戸橋)		国・県
⑭	柿野川	多賀橋	市	関市洞戸片161 (片集会所)		関
⑮	武儀川	谷口	国	関市武芸川町谷口地内 (桜橋上流左岸)		国・県
⑯	武儀川	南武芸橋	市	関市武芸川町跡部950-1 (跡部公民館前・神明神社)		関
⑰	武儀川	千疋橋	県	関市千疋地内		国

第6 簡易型河川監視カメラ

定点監視を行う低コストな監視カメラ。

- (1) 10分以内毎の定期的な観測
- (2) 長時間のメンテナンスフリー（無給電で5年観測）
- (3) 設置場所を選ばない（電源がソーラー式、通信がワイヤレス）
- (4) 初期コスト、通信コストの低減
- (5) 夜間でも撮影可能（月明かり程度でも撮影できる）

河川監視カメラ一覧

番号	河川名	観測局名	設置者	所在地	運用年度	備考
①	長良川	美濃	県	美濃市港町地内(美濃橋下流左岸)		県
②	長良川	東志摩樋門	市	関市東志摩地内 (長良川左岸浄化センター南道路脇)		関
③	長良川	鮎之瀬大橋	市	関市小瀬地内(小瀬水源地)		関
④	長良川	千疋大橋	市	関市小屋名地内(西部保育園)		関
⑤	津保川	上之保	県	関市上之保地内(山本橋上流右岸)		県
⑥	津保川	若栗橋	市	関市中之保地内(武儀事務所)		関
⑦	津保川	下之保	県	関市下之保地内(戸丁橋下流右岸)		県
⑧	津保川	鮎登里橋	市	関市西神野地内(富野ふれあいセンター)		関
⑨	津保川	関	県	関市上白金地内(小金田橋下流右岸)	H20.7	
⑩	板取川	洞戸橋	市	関市洞戸通元寺地内		関
⑪	武儀川	谷口	県	関市武芸川谷口地内(桜橋上流左岸)	H21以降	

第7 雨量計

ある時間内に地表に達した降水（雨等）を水の深さで表したもの。

- (1) 気象庁は、転倒ます型雨量計という測器を用いて計測する。転倒ます型雨量計は、二つのますがシーソーのような構造となっており、降水量0.5mmに相当する雨がたまると、反対側へますが倒れ、集めた雨を流して転倒数を計測することで、降水量を計る仕組みとなっている。

雨量計一覧

番号	河川名	観測局名	設置者	所在地	運用年度	備考
1	長良川	美濃(国)	国	美濃市港町1494-1		国
2	長良川	美濃土木	県	美濃市生櫛1612-2		国・県
3	津保川	行合	国	関市上之保横山23286-1		国・県
4	津保川	向名倉	市	関市上之保字測之上366-1 (上之保ふるさと広場)		関
5	津保川	太之田	国	関市富之保栗野鬼谷1893-1		国
6	津保川	武儀	県	関市中之保5696-1 武儀事務所		国・県
7	武儀倉川	雁曾礼	市	関市富之保雁曾礼坂下6869-2		関
8	津保川	富野	市	関市西神野270-1(富野小学校)		関
9	津保川	田原	市	関市西田原1476-1 (田原ふれあいセンター)		関
10	津保川	関	国	関市下白金地先		県
11	板取川	関市板取	気象庁	関市板取		国・県
12	板取川	中切	国	関市板取大川向2190-16		国
13	板取川	門出	市	関市板取1163-2(板取集落センター)		関
14	板取川	小瀬見	市	関市洞戸小瀬見2400-1 (小瀬見集会場)		関
15	板取川	市場	市	関市洞戸市場292-3(洞戸診療所)		関
16	板取川	洞戸	国	関市洞戸下洞戸大道地先		国・県
17	板取川	高賀	市	関市洞戸高賀1212-2 (洞戸円空記念館)		関
18	柿野川	片	市	関市洞戸片161(片集会所)		関
19	武儀川	武芸川	県	関市武芸川町八幡1446-1		国・県
20	武儀川	跡部	市	関市武芸川町跡部字御申堂950番1 (跡部公民館前・神明神社)		関
21	武儀川	千疋	市	関市千疋823-1 (千疋4号組自治会集会所)		関
22	関川	市役所	市	関市若草通3丁目1番地(関市役所)		関
23	迫間川	迫間	市	関市迫間1184 (大雲禅寺付近の道路沿い)		関
24	長良川	下有知	市	関市下有知2794(今宮公民センター)		関
25	桐谷川	南ヶ丘	市	関市倉知4372(南ヶ丘小学校)		関
26	吉田川	旭ヶ丘	国	関市旭ヶ丘2-96		国

※備考欄の国・県・関は以下のホームページで閲覧可能。

国：国土交通省「川の防災情報」

県：岐阜県「川の防災情報」

関：関市「防災情報」

第8 危機管理型水位計

洪水時のみの水位観測に特化した低コストな水位計。

- (1) 洪水時のみ観測（一定水位から観測開始）
- (2) 長時間のメンテナンスフリー（無給電で5年観測）
- (3) 設置場所を選ばない（電源がソーラー式、通信がワイヤレス）
- (4) 初期コスト、通信コストの低減

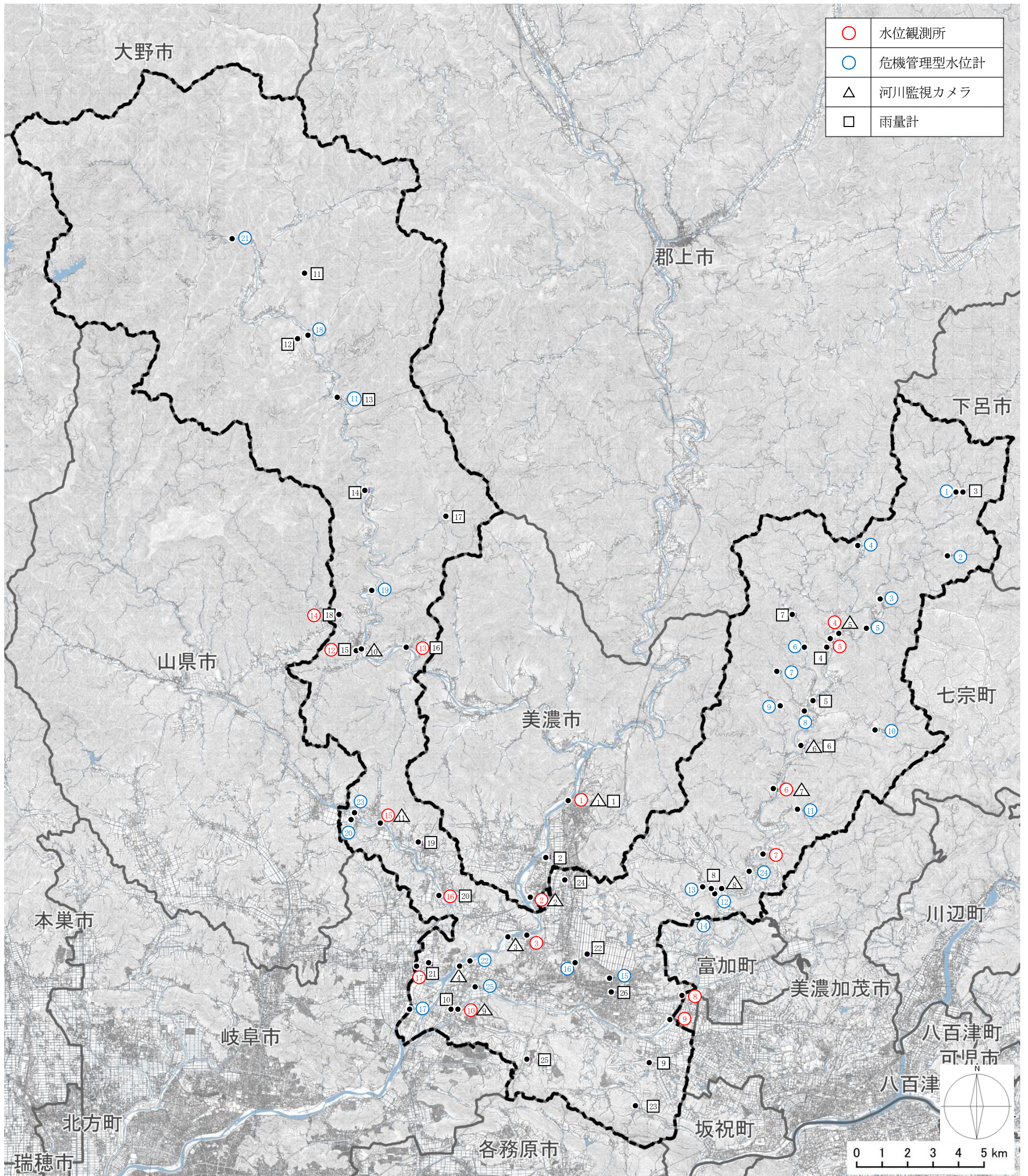


関市側島地内（危機管理型水位計、河川カメラ）

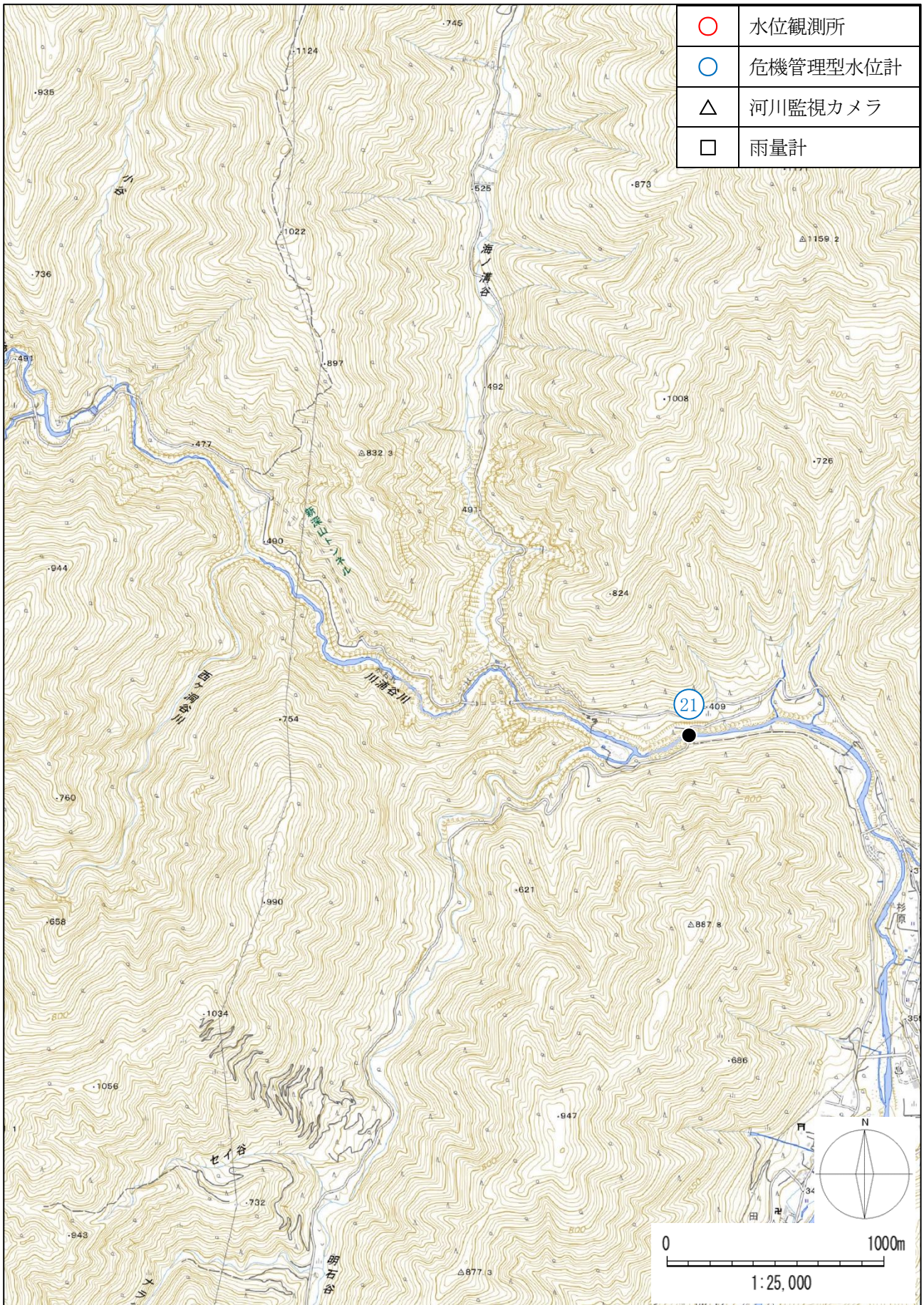
危機管理型水位計一覧

番号	河川名	観測局名	設置者	所在地	運用年度	近隣橋梁名
①	津保川	津保川上之保鳥屋市	県	関市上之保鳥屋市字上田畑	H30	田畑橋上流
②	少合川	少合川上之保行合	県	関市上之保行合地内	R1	少合橋の上流
③	津保川	津保川上之保正洞橋	県	関市上之保川合中字正洞新田	H30	正洞橋
④	小那比川	小那比川向島橋	県	関市上之保明ヶ島字藪田	H30	向島橋
⑤	津保川	津保川上之保川合下	県	関市上之保川合下字下夕大之田	H30	寶主橋、万丈橋中間
⑥	武儀倉川	武儀倉川雁曾礼	県	関市富之保地内	R1	名無橋
⑦	水成川	水成川水晶山	県	関市富之保地内	R1	奥水成橋の下流
⑧	津保川	津保川富之保栗野	県	関市富之保栗野字出合	H30	富之保橋下流
⑨	祖父川	祖父川八滝	県	関市富之保地内	R1	名無橋
⑩	中之保川	中之保川お宮の清水	県	関市中之保地内	R1	波佐渡橋
⑪	轡野川	轡野川乳岩	県	関市下之保地内	R1	和園1号橋の上流
⑫	津保川	津保川上大野	県	関市上大野地内	R1	鮎登里橋の下流
⑬	小野川	小野川古野	県	関市志津野地内	R1	9-62号橋
⑭	志津野川	志津野川下志津野	県	関市志津野地内	R1	9-76号橋
⑮	吉田川	吉田川山王橋	県	関市本郷町地内	H30	山王橋
⑯	関川	関川安桜橋	県	関市西本郷通1丁目地内	H30	安桜橋
⑰	長良川	長良川側島	県	関市側島地内	H30	岐関大橋下流
⑱	板取川	板取川板取岩本	県	関市板取岩本地内	H30	岩本橋
⑲	板取川	板取川洞戸尾倉	県	関市洞戸尾倉地内	H30	高賀橋、縄文橋中間

⑳	エゴ川	エゴ川谷口	県	関市武芸川谷口地内	H30	馬和多里1号橋 上流
㉑	川浦谷川	川浦谷川明石橋	県	関市板取杉原地内	R1	明石橋
㉒	長良川	長良川小屋名	県	関市小屋名地内	R2	千疋大橋の上流
㉓	武儀川	武儀川谷口	県	関市武芸川町谷口地内	R2	一色橋の上流
㉔	津保川	津保川神野	県	関市神野地内	R2	神野橋の上流
㉕	津保川	津保川小屋名	県	関市小屋名地内	R2	百年橋



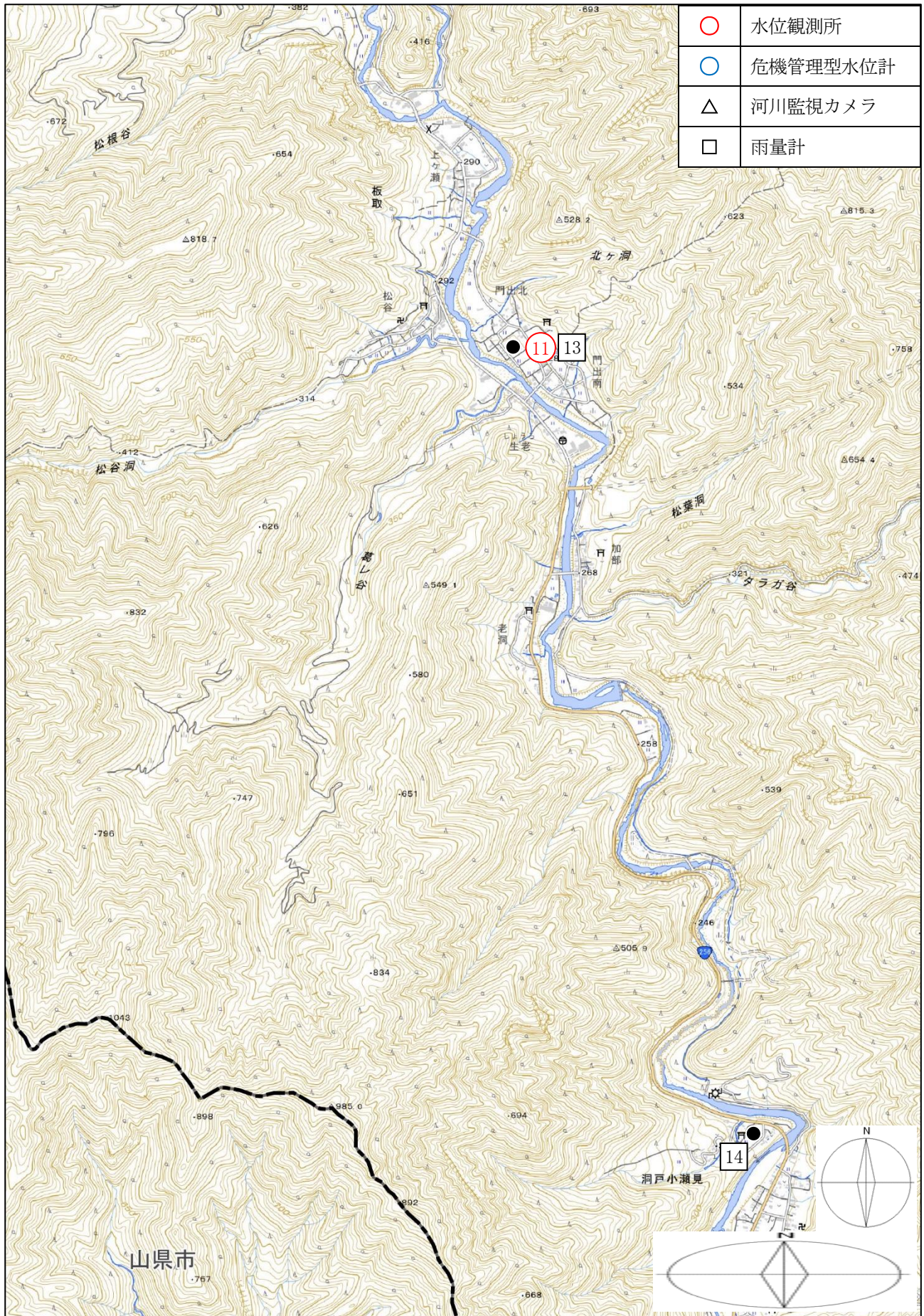
水位観測所等位置図 (1)



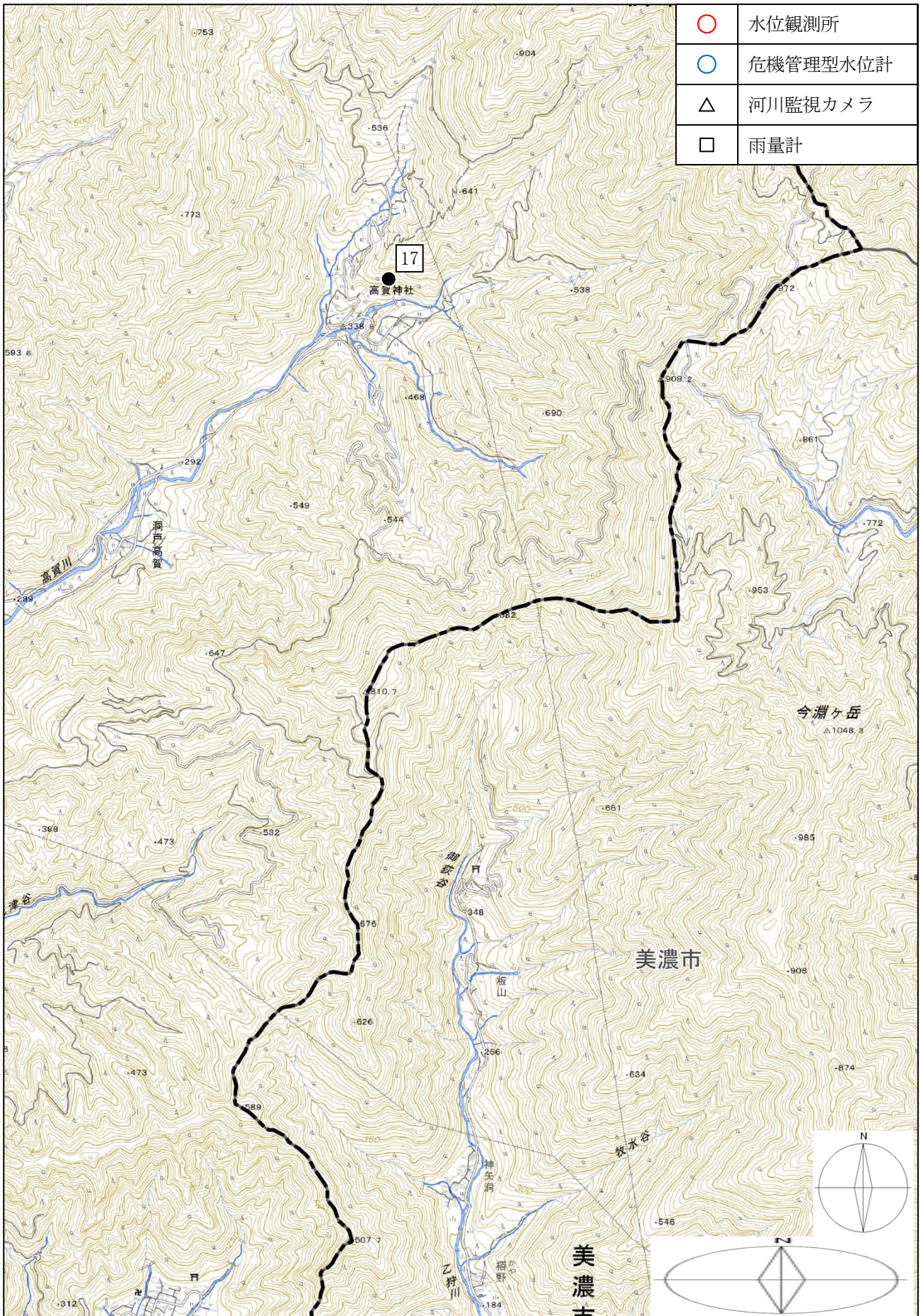
水位観測所等位置図 (2)



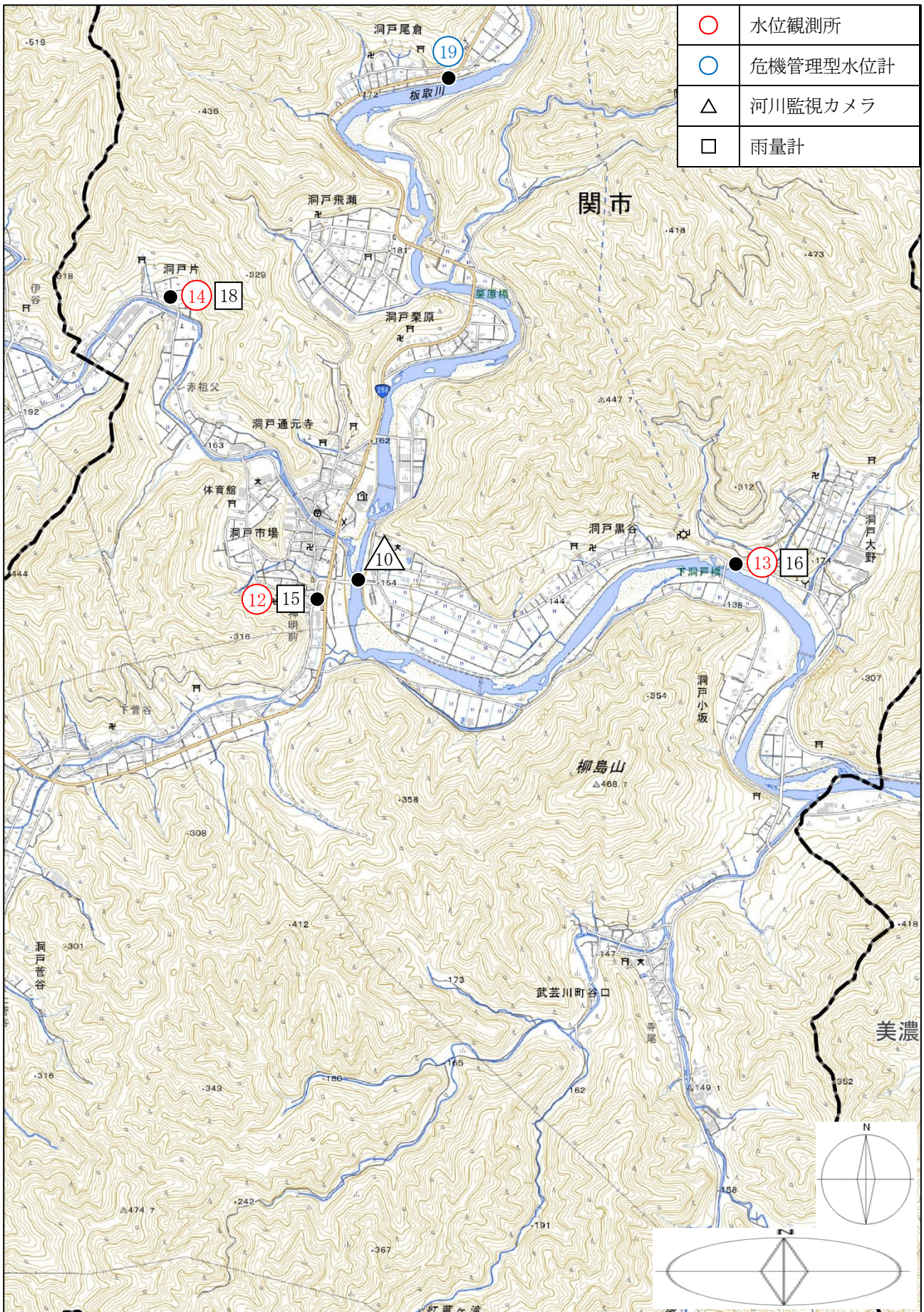
水位観測所等位置図 (3)



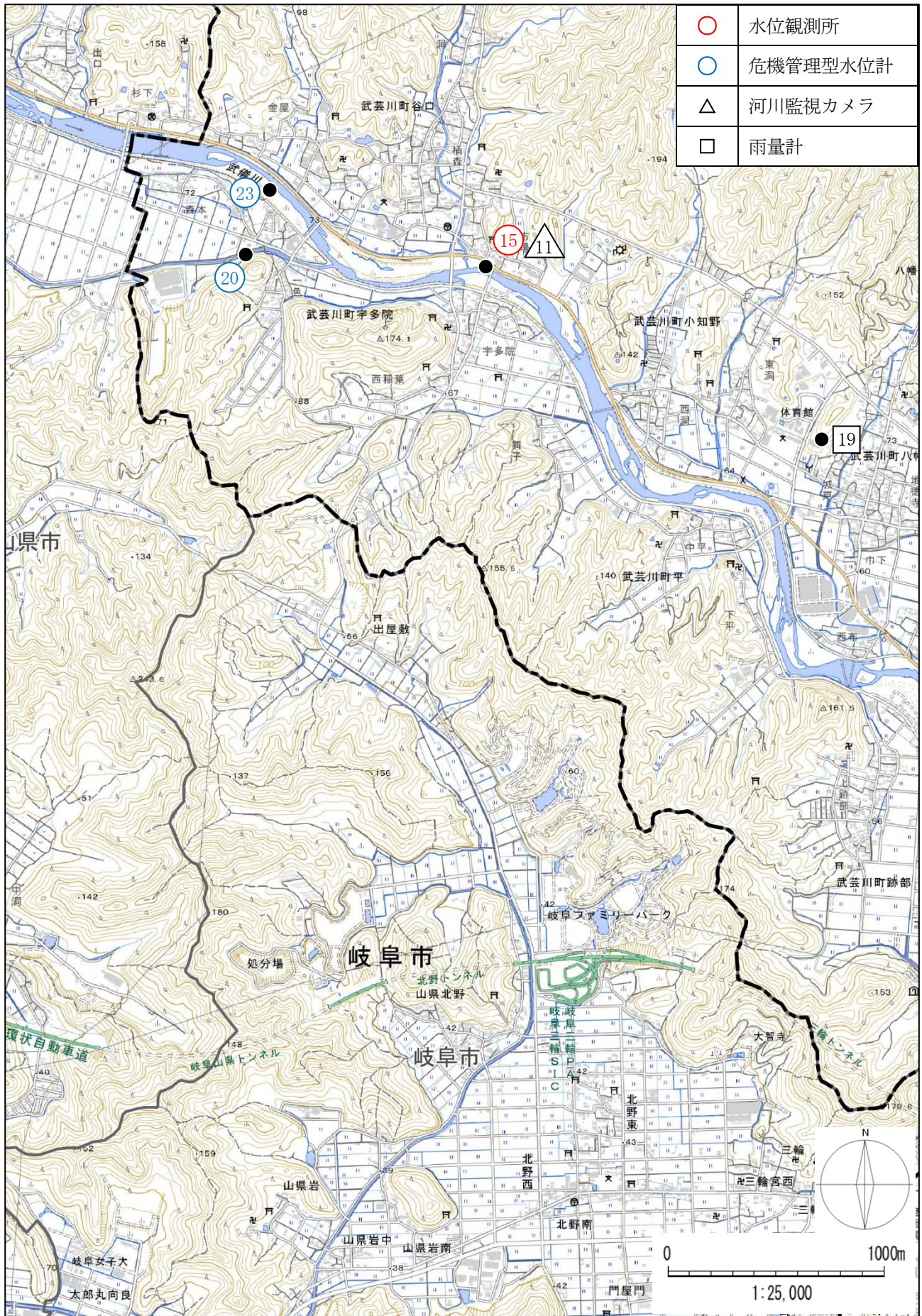
水位観測所等位置図 (4)



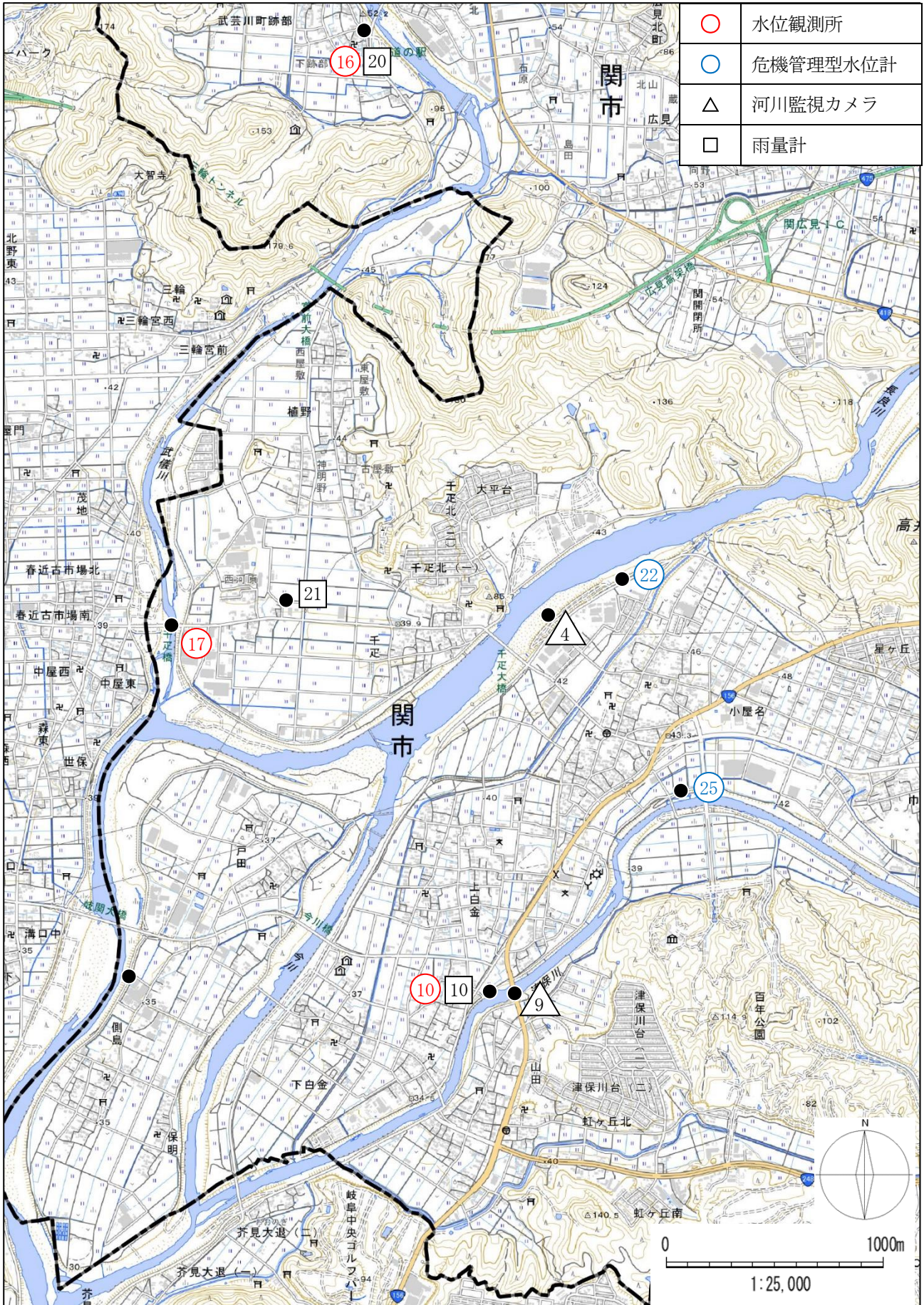
水位観測所等位置図 (5)



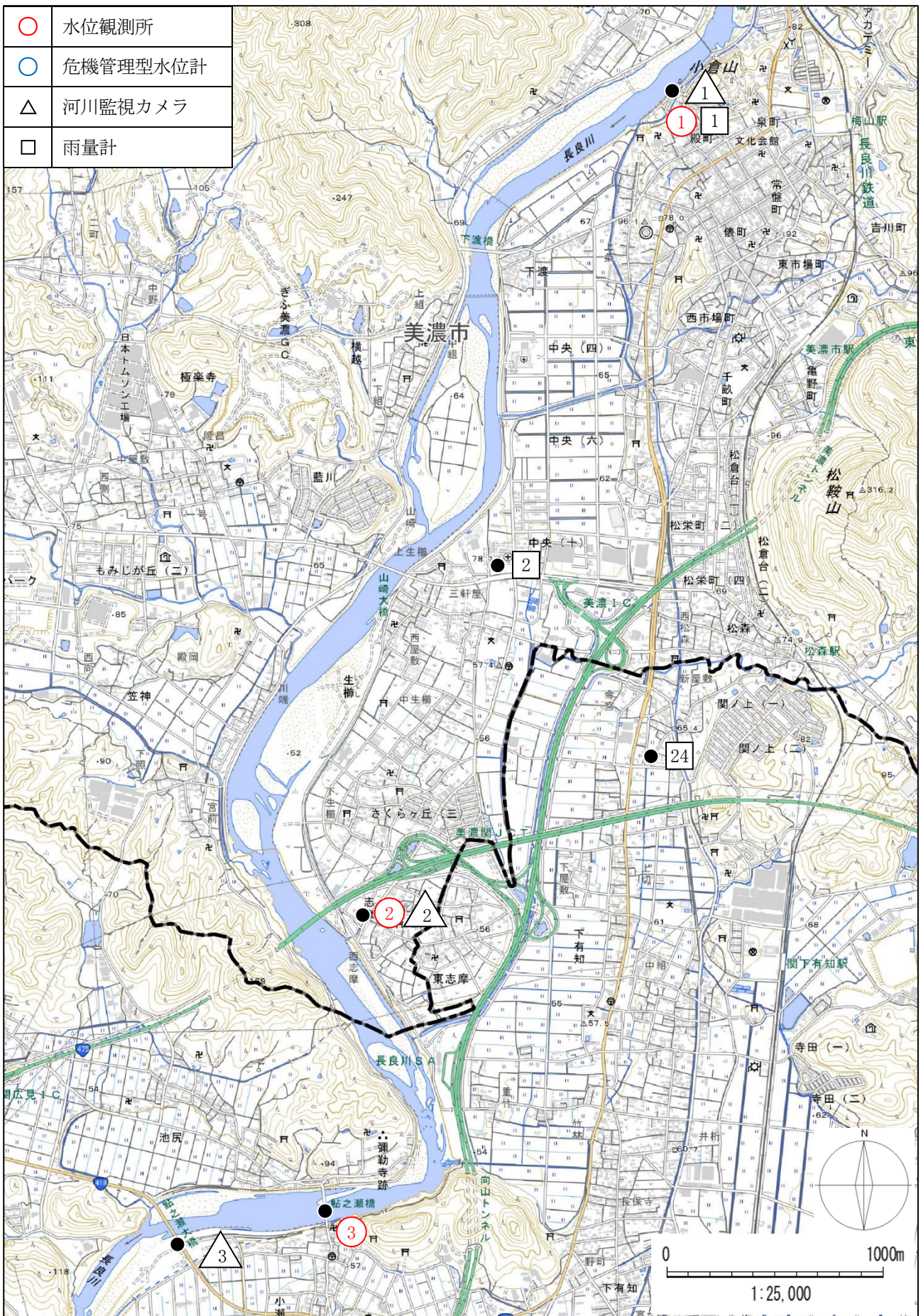
水位観測所等位置図 (6)



水位観測所等位置図 (7)



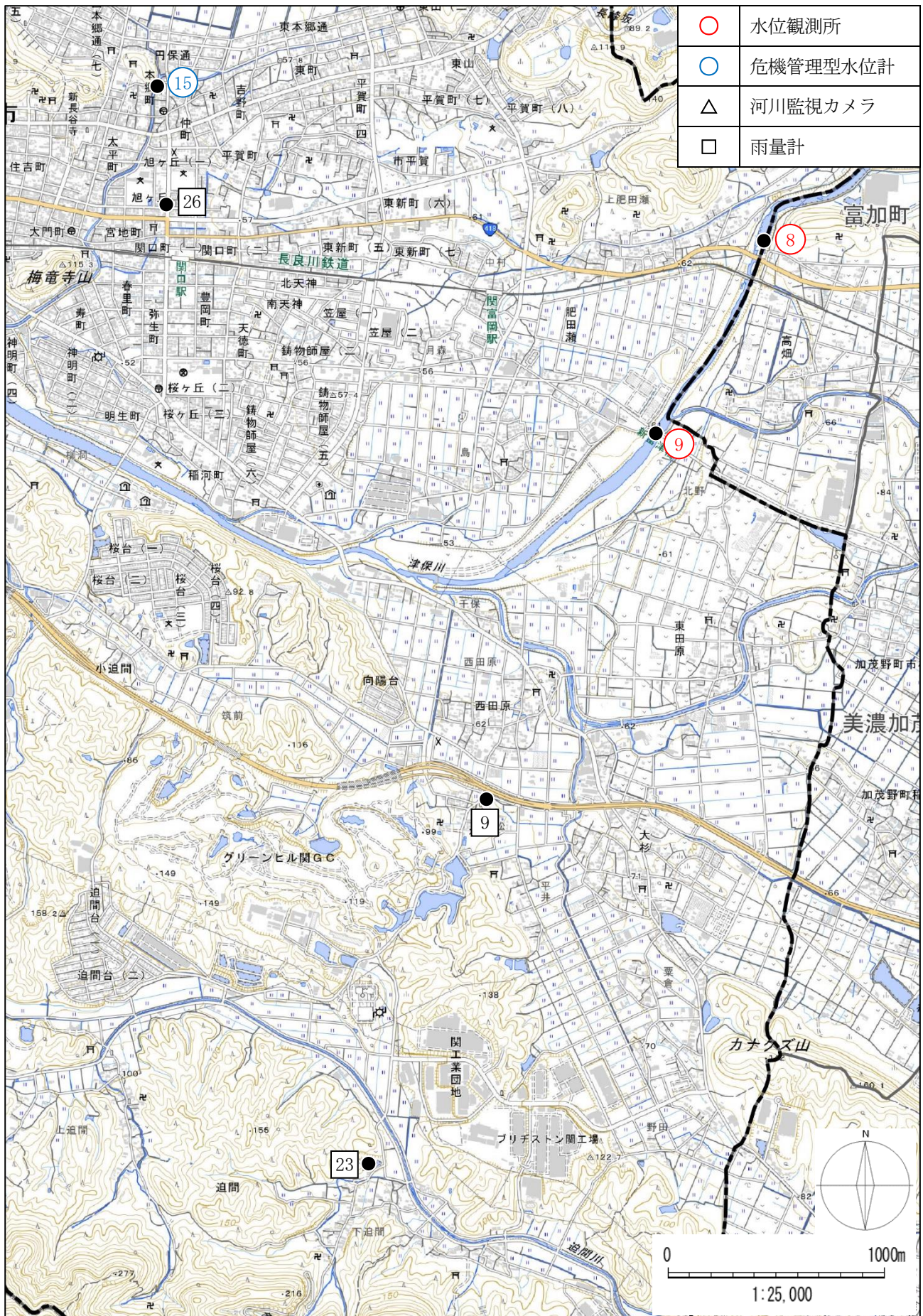
水位観測所等位置図 (8)



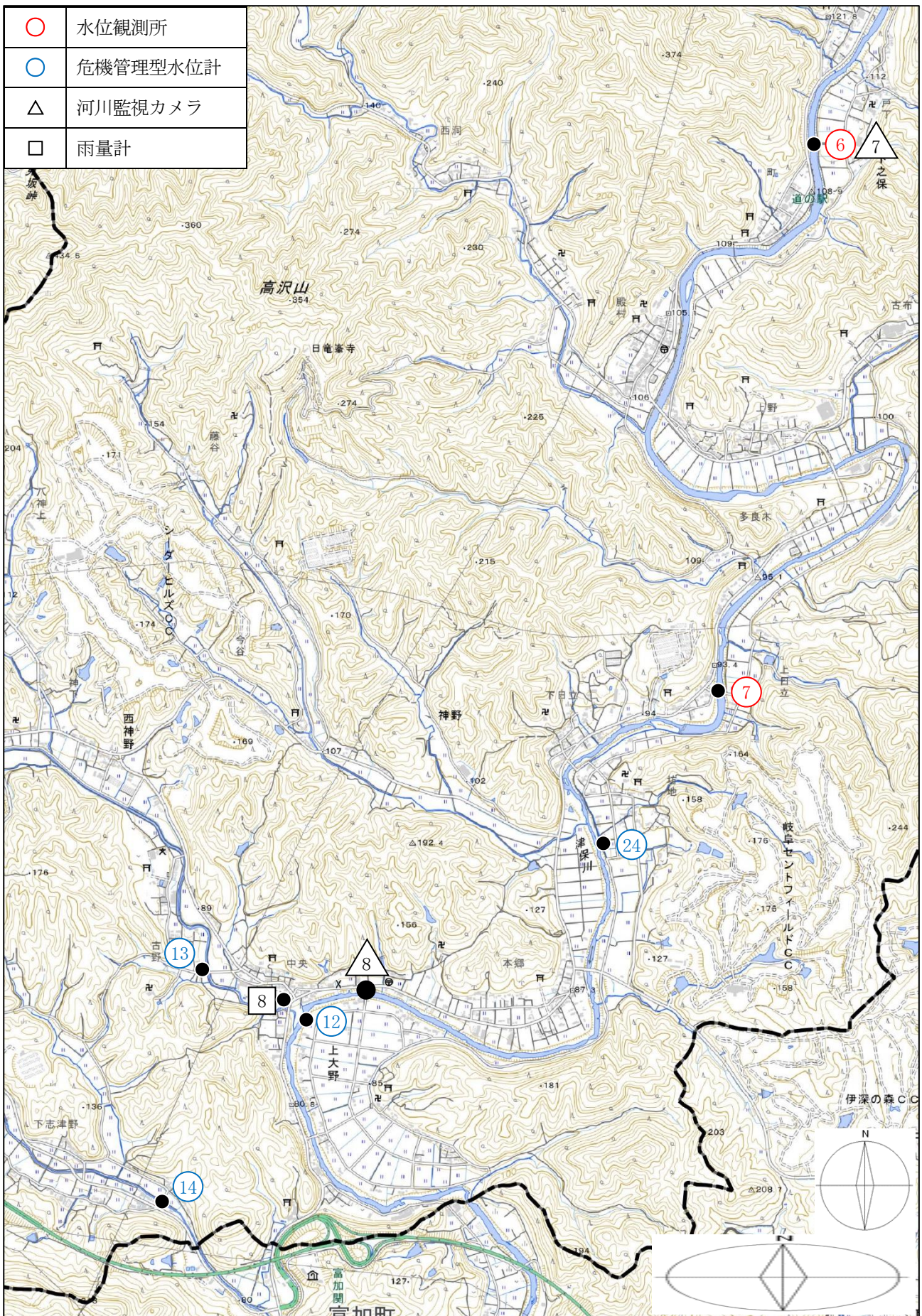
水位観測所等位置図 (9)



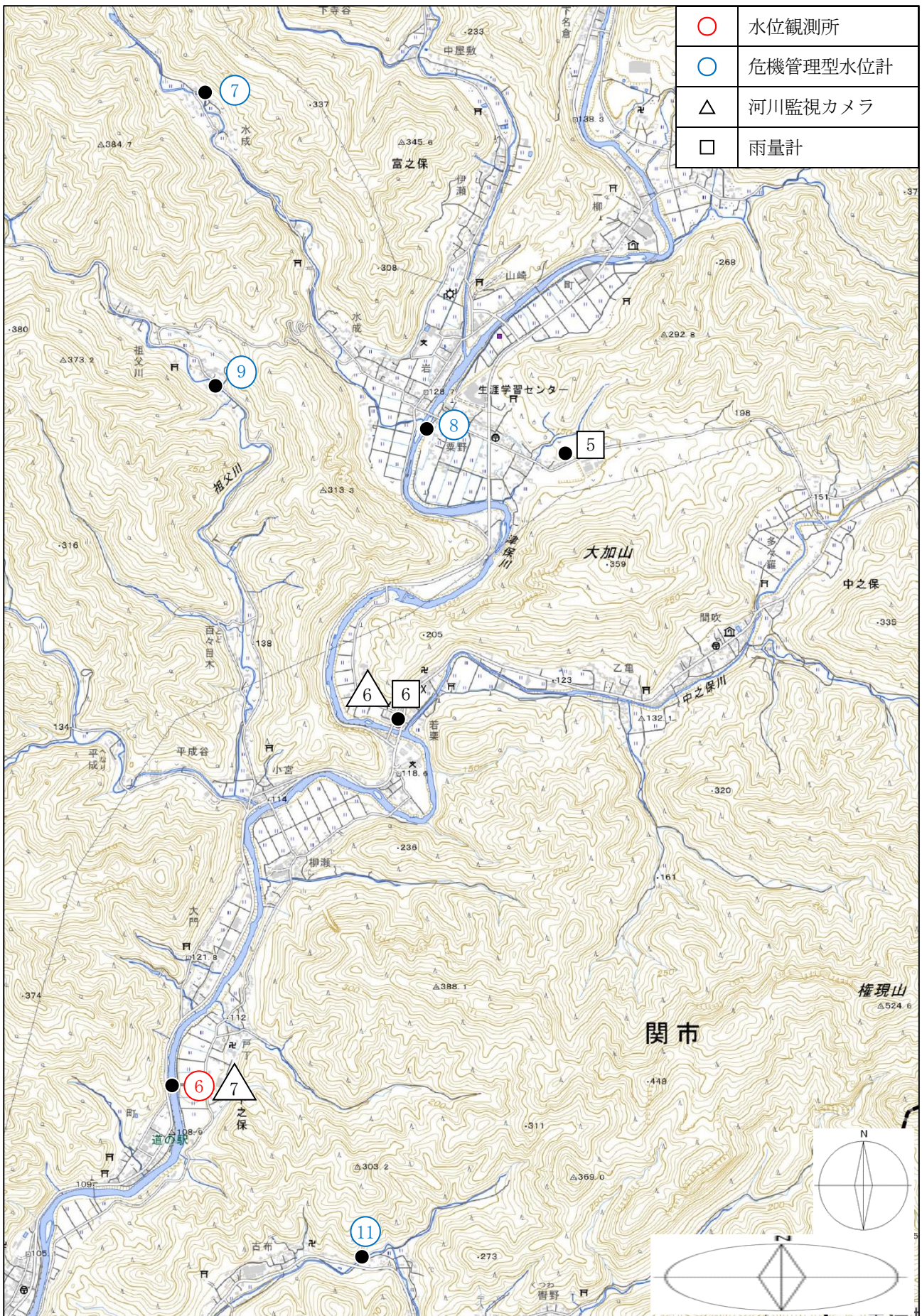
水位観測所等位置図 (10)



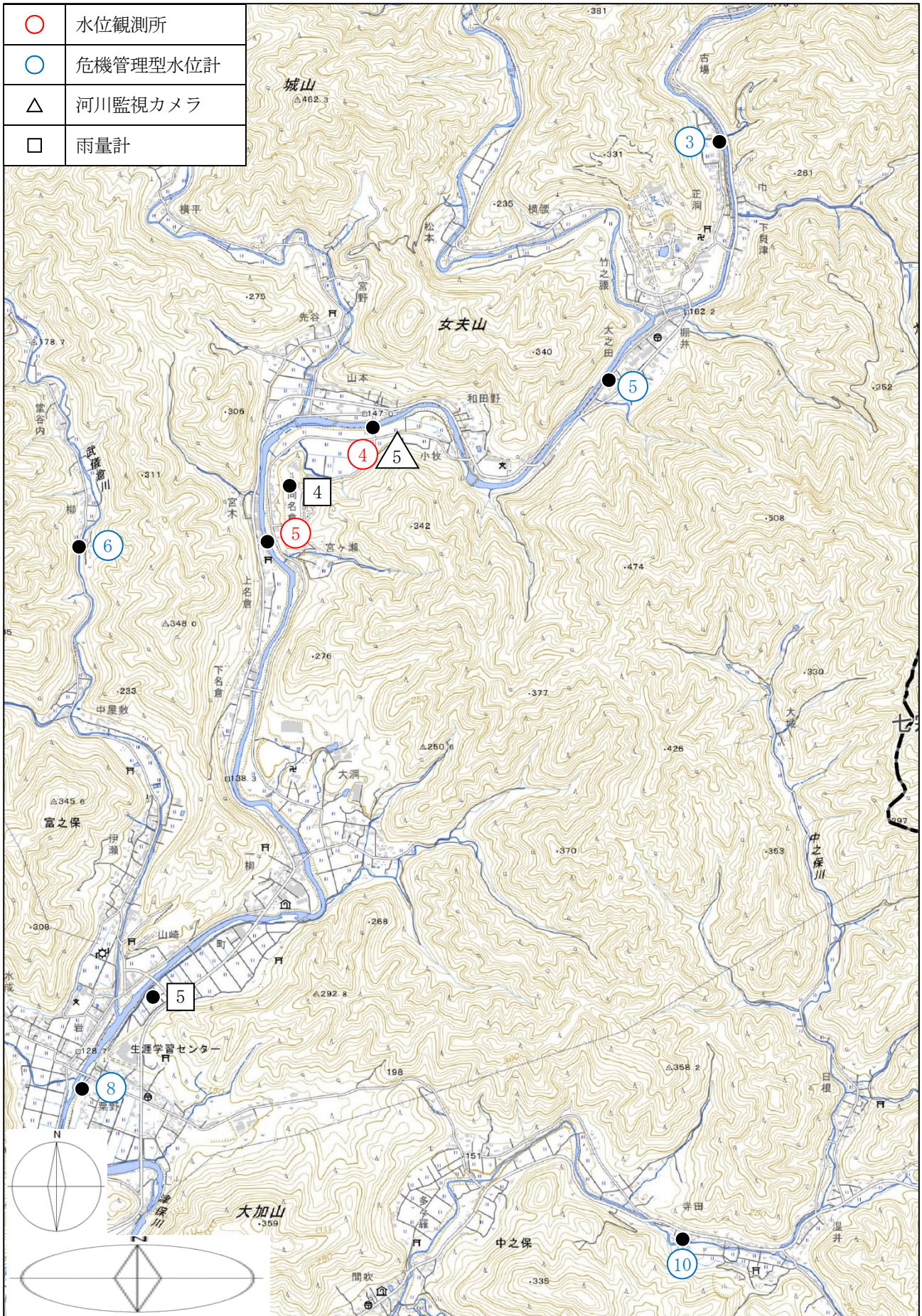
水位観測所等位置図 (11)



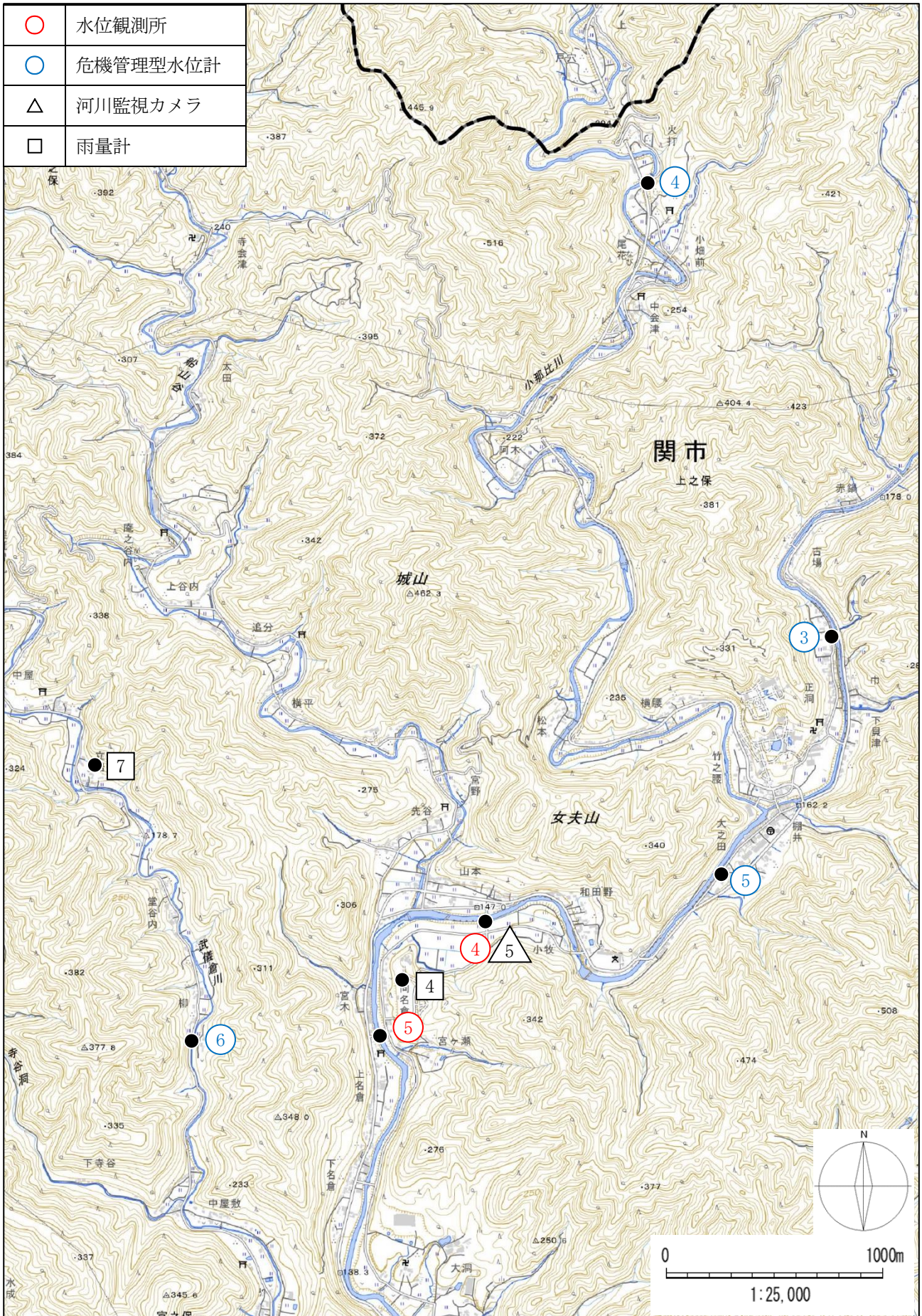
水位観測所等位置図 (12)



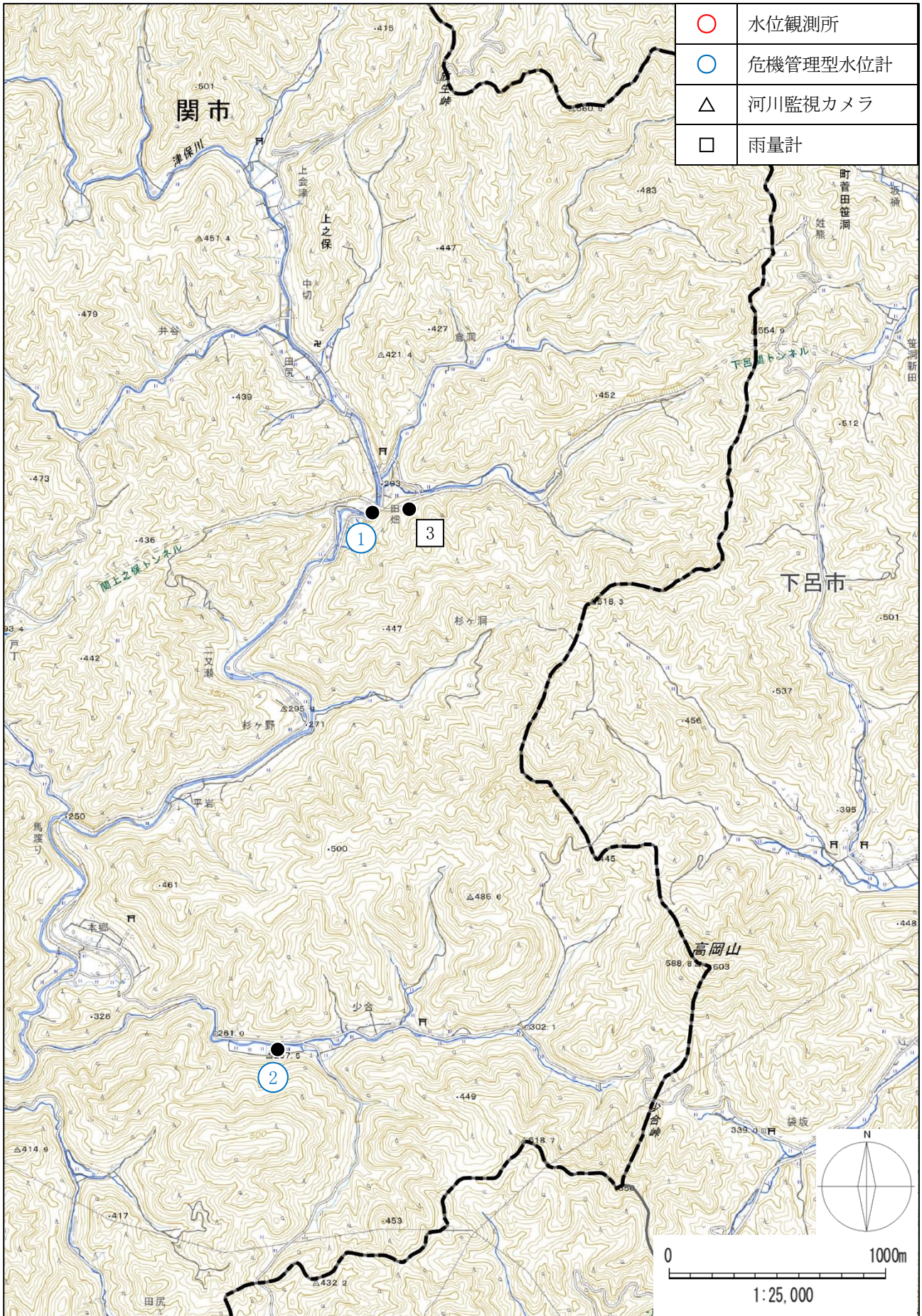
水位観測所等位置図 (13)



水位観測所等位置図 (14)



水位観測所等位置図 (15)



水位観測所等位置図 (16)

第1 水防本部設置の基準

1. 水防本部の設置については、以下に示す基準により行う。

- ・職員の動員、配備の伝達及びその他必要な事項については、関市地域防災計画災害警戒本部（第3配備）に基づく。

区分	配備事由	配備対象となる職員及び体制
第3配備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示を発令した時 ・警戒レベル4相当の時 ・記録的短時間大雨情報に加え、土砂災害警戒情報が発表されたとき ・大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、土砂災害警戒情報のいずれかが発表され、被害等発生のおそれがある時 ・避難判断水位に達し、はん濫警戒情報が発表された時 ・台風接近情報その他警戒体制をとるべき情報が発表された時 ・局地的に被害が発生した時 ・顕著な大雨に関する気象情報（線状降水帯の発生情報）が発表されたとき 	本部連絡室（全員） 地域事務所（3割） 必要と認めた地区支部(3名) 協働推進部・財務部・健康福祉部 ・市民環境部・教育部・産業経済部・基盤整備部（各課2名） 会計部・議会部 （各部の長が必要と認めた職員数） 地域支部支援職員 （地域事務所長が必要とする職員数） 消防団本部要員 （団長が必要と認めた団員数） ※上記の人数は初動対応人員として、以後、各部の長が必要に応じて状況により増減できる。
第4配備	<ul style="list-style-type: none"> ・特別警報が発令された時（第4配備） ※必要に応じて、市長が判断する。	本部事務局（全員） 各部・消防団員（5割）

第2 水防隊の配備体制

1. 消防署水防隊の水防配備体制については、中濃消防組合災害出場規程による。
2. 関市消防団水防隊の配備については、以下に示す基準により行う。

区分	配備対象となる団員及び体制
第1配備	<input type="checkbox"/> 消防団本部要員（消防団長が必要と認めるもの若干名）を水防本部配備とする。 <input type="checkbox"/> 関係地区分団の分団長、副分団長のうち消防団長が必要と認めるもの若干名を各分団拠点車庫配備とする。 ※ 水防活動が必要な事態となれば遅滞なく、担当警戒区域の巡視警戒その他の水防活動を行えるよう、必要な分団の団員（必要数）を連絡待機態勢とする。

第3 水防警戒解除

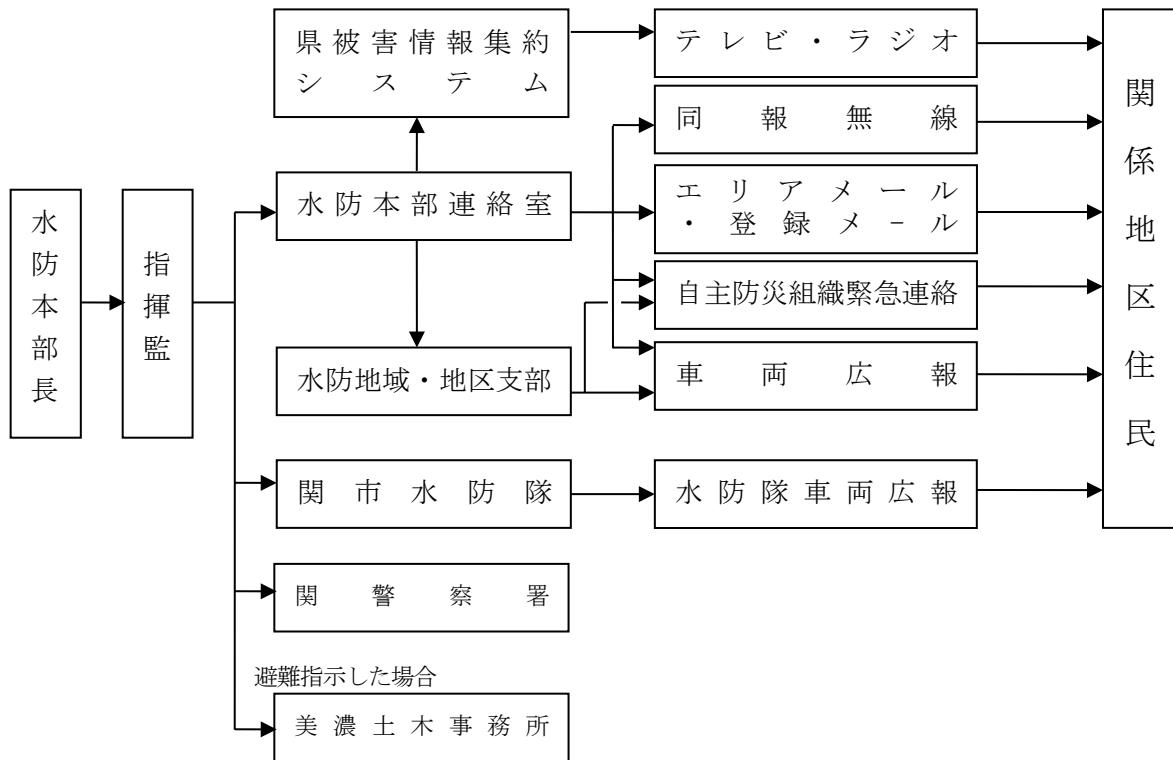
- ・避難判断水位以下となり、はん濫警戒情報が解除となり、水防活動の必要を認めないと判断した場合は、水防本部長が水防本部を解散することができる。

第1 実施責任者

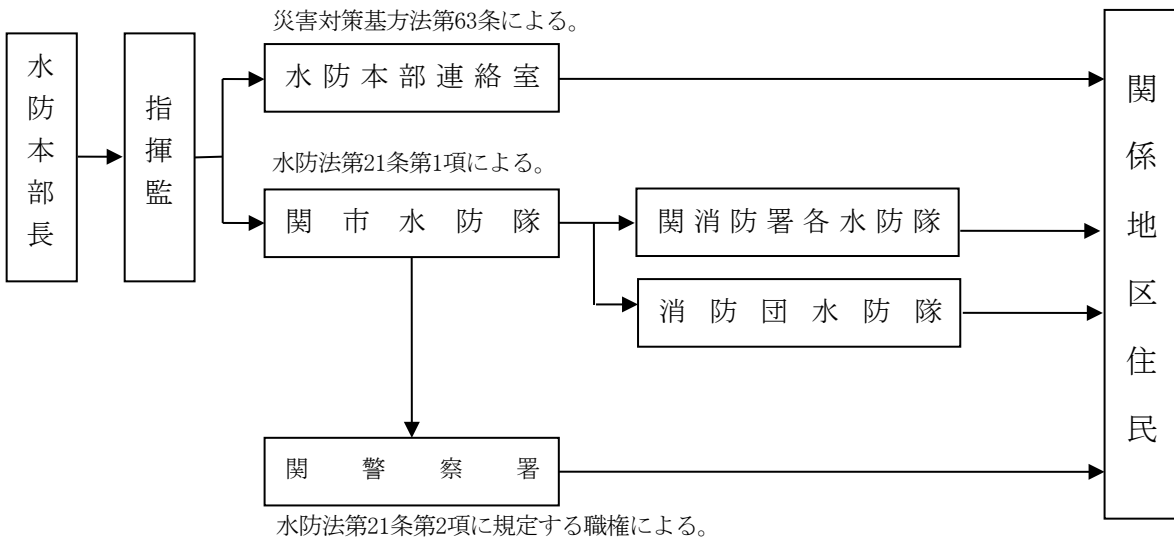
機関の名称		指示を行う要件	根拠法規
水防本部長 (市長)	避難指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合当該地区を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。	水防法 第29条
	緊急安全確保 避難指示	災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要と認めるとき、避難のための立退きの勧告又は指示を行うことができる。	災害対策基本法 第60条
	警戒区域の設定	災害による市民の生命・身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法 第63条
水防団長等 (消防機関)	警戒区域の設定	水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し又はその区域からの退去を命ずることができる。	水防法 第21条第1項
警察官	警戒区域の設定	水防上緊急の必要がある場所において、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防法第21条第2項に規定する者の職権を行うことができる。	水防法 第21条第2項
	避難指示	市長が災害対策基本法第60条に規定する避難のための立退きの指示することができないと認めるとき又は市長から要求があったとき避難のための立退きを指示することができる。	災害対策基本法 第61条
	緊急避難	避難の指示に従わず、説得にも従わない場合で、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし又は財産に重大な損害を及ぼすおそれがあり、指示が急を要する時は、避難させることができる。	警察官職務 執行法第4条
県知事の命を受けた県の職員又は水防管理者	避難指示	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。	水防法 第29条
県知事	避難指示	被災により市長が避難のための勧告又は指示を行うことができないとき市長に代わって実施する。	災害対策基本法 第60条第6項
自衛官	緊急避難	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、危険な事態が生じかつ警察官がその場にいなくとき警察官に代わって実施する。	自衛隊法 第94条

第2 避難指示の発令及び警戒区域の設定

1. 避難指示に関しては、関市避難勧告マニュアルによるものとする。
2. 避難指示・警戒区域設定時の連絡伝達経路



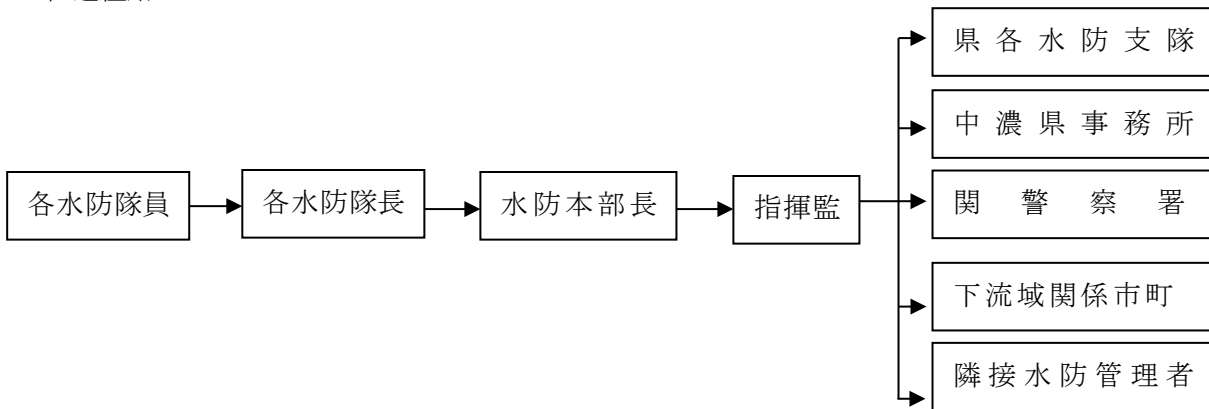
第3 警戒区域の設定



第4 決壊・漏水等の通報

- ・水防法第25条に基づき、水防本部長及び水防隊長は、直ちにその旨を県各水防支隊（美濃・岐阜土木事務所）、中濃県事務所長及び氾濫する方向の隣接水防管理団体等に通報しなければならない。

伝達経路



第5 決壊後の処置

- ・水防本部長は、決壊後といえども、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

第1 消防団水防隊の集合場所（詰所）及び担当区域

1. 関地域

分団名	集合場所 (詰所)	地区内河川名			区域内の水防危険区域
		河川等名	自	至	
本部	本部分団 拠点車庫	—	—	—	—
安桜	安桜分団 拠点車庫	津保川	—	—	[重要水防箇所] ・津保川右岸堤防延長 2,400m 稲口橋上流 [河川別水防危険区域] ・津保川左岸堤防延長 2,000m 稲口地区 [河川工作物] ・一ツ山逆水門（一ツ山） [注意を要するため池] ・柳洞池（稲口）
		関川	—	—	
		藤谷川	—	—	
		大谷川	—	—	
		曾代用水	—	—	
旭ヶ丘	旭ヶ丘分団 拠点車庫	津保川	—	—	[注意を要するため池] ・中池（黒屋） ・新ため池（塔之洞）
		吉田川	—	—	
		東山排水路	—	—	
		日ノ出排水路	—	—	
		一口川排水路	—	—	
瀬尻	瀬尻分団 拠点車庫	長良川	—	—	[重要水防箇所] ・長良川右岸堤防延長 800m 鮎ノ瀬橋下流 ・長良川左岸堤防延長 800m 鮎ノ瀬大橋下流 [河川別水防危険区域] ・長良川右岸堤防延長 1,500m 小瀬地区 ・長良川左岸堤防延長 3,700m 池尻地区 [河川工作物] ・各務用水ひ管（小瀬） [注意を要するため池] ・小崎池（池尻） ・坂田池（池尻）
		各務用水	—	—	
		中濃用水	—	—	
		曾代用水	—	—	
		西部排水路	—	—	
倉知	倉知分団 拠点車庫	津保川	—	—	[重要水防箇所] ・津保川右岸堤防延長 1,500m 倉知山崎 [河川別水防危険区域] ・津保川右岸堤防延長 1,800m 山崎地区 ・津保川右岸堤防延長 1,900m 庄中地区 ・津保川右岸堤防延長 1,800m 下倉知地区 [河川工作物] ・倉知頭首工（山崎）
		藤谷川	—	—	
		千足谷川	—	—	
		倉知用水	—	—	
		古川排水路	—	—	
		西部排水路	—	—	

分団名	集合場所 (詰所)	地区内河川名			区域内の水防危険区域
		河川等名	自	至	
富岡	富岡分団 拠点車庫	津保川	—	—	[重要水防箇所] ・津保川右岸堤防延長 1,300m 田富橋上流 [河川別水防危険区域] ・津保川右岸堤防延長 1,500m 肥田瀬地区 [河川工作物] ・肥田瀬頭首工(肥田瀬) [注意を要するため池] ・虚空蔵池(平賀) ・大知洞池(平賀)
		肥田瀬用水	—	—	
		日ノ出排水路	—	—	
千疋	千疋分団 拠点車庫	長良川	—	—	[重要水防箇所] ・長良川右岸堤防延長 1,200m 千疋大橋上下流 [河川別水防危険区域] ・武儀川左岸堤防延長 1,250m 植野地区 [注意を要するため池] ・天池(千疋)
		武儀川	—	—	
田原	田原分団 拠点車庫	津保川	—	—	[重要水防箇所] ・津保川左岸堤防延長 600m 西田原(田富橋上流) [河川別水防危険区域] ・津保川左岸堤防延長 1,350m 田原地区 [河川工作物] ・上迫間頭首工(上迫間) [注意を要するため池] ・上戸石池(大杉) ・下戸石池(大杉) ・黒部池(西田原) ・西洞池(小迫間)
		蜂屋川	—	—	
		迫間川	—	—	
下有知	下有知分団 拠点車庫	長良川	—	—	[重要水防箇所] ・長良川左岸堤防延長 700m 重竹(山付) [河川別水防危険区域] ・長良川左岸堤防延長 700m 重竹地区 [河川工作物] ・小俣川逆水樋門(東志摩) ・重竹逆水ひ管(重竹)
		小俣川	—	—	
		千足谷川	—	—	
		赤谷川	—	—	
		曾代用水	—	—	

分団名	集合場所 (詰所)	地区内河川名			区域内の水防危険区域
		河川等名	自	至	
富野	富野分団 拠点車庫	津保川	—	—	[重要水防箇所] ・津保川右岸堤防延長 4,000m 神野、西神野、志津野 ・津保川左岸堤防延長 2,200m 坊池 ・津保川左岸堤防延長 2,600m 上大野 [河川工作物] ・上大野頭首工 (坊地) [注意を要するため池] 岩谷池 (神野) 池ヶ洞池・法坂池 (西神野) ・前田池・正洞池 牛洞池・宝田池・長坂口池 (小野)
		藤谷川	—	—	
		小野川	—	—	
		志津野川	—	—	
		徳岸寺洞谷	—	—	
		上大野用水	—	—	
小金田	小金田分団 拠点車庫	長良川	—	—	[重要水防箇所] ・長良川左岸堤防延長 2,500m 千疋大橋上・下流 ・長良川左岸堤防延長 1,900m 岐関大橋下流 ・長良川左岸堤防延長 2,200m 今川橋から岐関大橋 ・今川右岸堤防延長 2,100m 保戸島橋上下流 ・津保川右岸堤防延長 300m 今川合流部の上流 ・津保川右岸堤防延長 1,300m 小金田橋上・下流 [河川別水防危険区域] ・長良川左岸堤防延長 1,600m 戸田地区 ・長良川左岸堤防延長 2,000m 側島地区 ・今川左岸堤防延長 1,400m 上白金地区 ・今川左岸堤防延長 1,400m 下白金地区 ・今川左岸堤防延長 2,200m 保明地区 ・津保川右岸堤防延長 1,250m 小屋名地区 ・津保川右岸堤防延長 1,900m 下白金地区 ・津保川左岸堤防延長 1,800m 山田地区 [河川工作物] ・川平頭首工 (小屋名) ・保戸島頭首工 (戸田) ・側島排水樋門 (側島) ・白金1号陸閘 (白金) ・白金2号陸閘 (白金)
		津保川	—	—	
		今川	—	—	
		桐谷川	—	—	
		倉知用水	—	—	
		各務用水	—	—	
		山田用水 (川平)	—	—	
		曾代用水	—	—	

分団名	集合場所 (詰所)	地区内河川名			区域内の水防危険区域
		河川等名	自	至	
広見	広見分団 拠点車庫	武儀川	—	—	[注意を要するため池] ・忠内洞池 (広見) ・上長洞池 (広見)
		中濃用水	—	—	
		広見用水	—	—	

2. 洞戸地域

分団名	集合場所 (詰所)	地区内河川名			区域内の水防危険区域
		河川等名	自	至	
洞戸	洞戸分団 拠点車庫	板取川			[河川別水防危険区域] ・板取川右岸堤防延長 200m 洞戸小坂地区 ・板取川右岸堤防延長 200m 洞戸尾倉地区 ・板取川右岸堤防延長 200m 洞戸阿部地区 [河川工作物] ・黒谷排水ひ管第2号

3. 板取地域

分団名	集合場所 (詰所)	地区内河川名			区域内の水防危険区域
		河川等名	自	至	
板取	板取分団 拠点車庫	板取川			[重要水防箇所] ・板取川左岸堤防延長 500m 岩本橋上下流 [河川別水防危険区域] ・板取川左岸堤防延長 200m 一里保木地区 ・板取川右岸堤防延長 200m 老洞地区 ・板取川右岸堤防延長 200m [発電所堰堤] 白谷・洞戸・川浦

4. 武芸川地域

分団名	集合場所 (詰所)	地区内河川名			区域内の水防危険区域
		河川等名	自	至	
第1	寺尾 コミュニティ 消防センター	武儀川			[河川別水防危険区域] ・寺尾谷川左岸堤防延長 1,000m 中川原橋上下流
		板取川			
	一色 コミュニティ 消防センター	寺尾谷川			
	宇多院 コミュニティ 消防センター	寺尾南谷川			

分団名	集合場所 (詰所)	地区内河川名			区域内の水防危険区域
		河川等名	自	至	
第2	八幡 コミュニティ 消防センター	武儀川			[重要水防箇所] ・武儀川左岸堤防延長 700m 南武芸橋上流
	高野 コミュニティ 消防センター				[河川別水防危険区域] ・武儀川左岸堤防延長 600m 八幡地区
	跡部 コミュニティ 消防センター				[河川工作物] ・小知野逆水心門 (小知野) ・小知野頭首工 (小知野) ・高野頭首工 (八幡) ・跡部頭首工 (跡部)

5. 武儀地域

分団名	集合場所 (詰所)	地区内河川名			区域内の水防危険区域	
		河川等名	自	至		
武儀	富之保 拠点車庫	津保川	—	—	[重要水防箇所] ・津保川左岸堤防延長 350m 岩山崎地区	
		武儀倉川	—	—	[河川別水防危険区域] ・津保川右岸堤防延長 650m 栗野地区	
		水成川	—	—	[河川別水防危険区域] ・津保川右岸堤防延長 1,000m 岩山崎地区 ・津保川左岸堤防延長 1,000m 栗野地区	
	中ノ保 拠点車庫	津保川	—	—	[重要水防箇所] ・武儀倉川右岸堤防延長 400m 雁首礼、武儀倉地区	
		中之保川	—	—	[河川別水防危険区域] ・津保川左岸堤防延長 100m 岩山崎地区 津保川合流部	
		祖父川	—	—	[河川別水防危険区域] ・津保川左岸堤防延長 200m 柳瀬地区	
	下之保 拠点車庫	津保川	—	—	[河川別水防危険区域] ・中之保川左岸堤防延長 200m 乙亀地区	
		西洞川	—	—	[河川別水防危険区域] ・祖父川左岸堤防延長 100m 小宮地区 津保川合流部	
			津保川	—	—	[重要水防箇所] ・津保川左右岸堤防延長 600m 上野地区
						[重要水防箇所] ・津保川右岸堤防延長 500m 多良木地区
					[河川別水防危険区域] ・津保川右岸堤防延長 100m 殿村地区	
					[河川別水防危険区域] ・西洞川右岸堤防延長 100m 殿村地区	

6. 上之保地域

分団名	集合場所 (詰所)	地区内河川名			区域内の水防危険区域
		河川等名	自	至	
上之保	第1部 拠点車庫	津保川			[河川別水防危険区域] ・津保川左岸堤防延長 100m 田畑地区 ・津保川右岸堤防延長 100m 馬渡地区
	第2部 拠点車庫	津保川			[重要水防箇所] ・津保川左岸堤防延長 500m 棚井地区 [河川別水防危険区域] ・小那比川左岸堤防延長 400m 尾花・阿木地区
	第3部 拠点車庫	津保川			[重要水防箇所] ・津保川右岸堤防延長 1,100m 山本地区 ・津保川右岸堤防延長 500m 名倉地区 [河川別水防危険区域] ・津保川右岸堤防延長 1,000m 山本、名倉地区 ・船山谷川左岸堤防延長 300m 山本地区

第1 水防倉庫備蓄資機材

1. 関地域

水防倉庫名称	西本郷	東志摩	小屋名	中島	山田	上白金	下白金	保戸島
設置場所	西本郷 通4丁目 2-11	南宮神 社先	小屋名 公民セ ンター 駐車場	中島集 会所横	消防団 車庫北	上白金 941	下白金 公民セ ンター 横	保戸島 公民セ ンター 横
資材名								
土のう袋 (枚)	11,400	2,000	3,200	400	1,400	2,400	2,000	5,200
木杭 1.5m (本)	0	0	0	20	10	20	0	0
木杭 2.0m (本)	400	0	150	0	50	70	60	150
長杭 3.0m (本)	60	0	0	0	0	0	0	0
長杭 4.0m (本)	150	0	0	0	0	0	0	0
鋼管杭 (本)	1,000	0	100	50	100	100	90	80
スパー縄P20号(巻)	7	2	0	2	3	2	1	0
わら縄 (巻)	8	3	0	3	2	3	0	4
鉄支柱 (本)	100	0	0	0	0	0	0	20
ロープ (m)	100	200	200	100	100	100	100	100
掛矢 (本)	1	2	2	2	4	3	1	2
大ハンマー (本)	5	2	2	2	2	6	2	2
たこ (個)	8	2	2	1	2	5	2	2
鉄線 (kg)	30	15	15	10	15	10	10	30
スコップ (本)	10	8	10	3	16	8	5	6

2. 洞戸地域

水防倉庫名称	市場	菅谷	下洞戸	奥洞戸1	奥洞戸2
設置場所	洞戸市場 洞戸ふれあい センター横	洞戸菅谷 菅谷青空市場 横	洞戸大野 下洞戸活性化 センター横	洞戸阿部 洞戸高賀山自 然の家跡地	洞戸高賀 洞戸林業 センター跡地
資材名					
土のう袋 (枚)	400	600	200	200	200
木杭 1.5m (本)	0	0	0	0	0
木杭 2.0m (本)	0	0	0	0	0
長杭 3.0m (本)	0	0	0	0	0
長杭 4.0m (本)	0	0	0	0	0
鋼管杭 (本)	0	0	0	0	0
スパー縄P20号(巻)	0	0	0	0	0
わら縄 (巻)	1	1	1	1	1
鉄支柱 (本)	0	0	0	0	0
ロープ (m)	100	100	100	100	200
掛矢 (本)	3	2	2	2	1
大ハンマー (本)	3	1	2	2	1
たこ (個)	0	0	0	0	0
鉄線 (kg)	0	0	0	0	0
スコップ (本)	16	10	10	5	15

※5箇所とも水防倉庫兼防災備蓄倉庫

3. 板取地域

水防倉庫名称	白谷	門出	上ヶ瀬	中切	保木口	島口
設置場所	板取白谷 白谷集会場 内	板取門出北 板取集落セ ンター内	板取上ヶ瀬 板取事務所 駐車場横	板取中切 板取川 出張所横	板取保木口 保木口グラ ウンド内	板取島口 板取島口体 育館横
資材名						
土のう袋 (枚)	200	200	200	200	400	550
木杭 1.5m (本)	0	0	0	0	0	0
木杭 2.0m (本)	0	0	0	0	0	0
長杭 3.0m (本)	0	0	0	0	0	0
長杭 4.0m (本)	0	0	0	0	0	0
鋼管杭 (本)	0	0	0	0	0	0
スパー縄P20号(巻)	0	0	0	0	0	0
わら縄 (巻)	1	1	1	1	4	5
鉄支柱 (本)	0	0	0	0	0	0
ロープ (m)	100	100	100	100	100	100
掛矢 (本)	1	1	1	1	1	1
大ハンマー (本)	0	1	1	1	1	1
たこ (個)	0	0	0	0	0	0
鉄線 (kg)	0	0	0	0	0	0
スコップ (本)	5	5	5	5	5	5

※6箇所とも水防倉庫兼防災備蓄倉庫

4. 武芸川地域

水防倉庫名称	寺尾	谷口	一色	高野	跡部
設置場所	谷口寺尾 旧寺尾小内	谷口 武芸小駐車場	宇多院 蛭橋上流先	高野 高野消防 コミュニティ センター横	跡部 跡部消防 コミュニティ センター横
資材名					
土のう袋 (枚)	1,000	7,000	8,600	3,400	8,400
木杭 1.5m (本)	0	290	0	1,150(1.0m) 700(1.2m)	0
木杭 2.0m (本)	0	0	0	0	0
長杭 3.0m (本)	0	0	0	0	0
長杭 4.0m (本)	0	0	0	0	0
鋼管杭 (本)	0	0	0	0	鉄杭200
スパー縄P20号(巻)	0	0	0	0	0
わら縄 (巻)	14	5	1	9	1
鉄支柱 (本)	0	0	0	0	0
ロープ (m)	1,100	200	400	300	2,200
掛矢 (本)	3	5	3	10	6
大ハンマー (本)	3	0	3	2	6
たこ (個)	1	1	2	1	4
鉄線 (kg)	15	15	0	15	15
スコップ (本)	5	15	5	18	10

※寺尾・一色・跡部は、水防倉庫兼防災備蓄倉庫

5. 武儀地域

水防倉庫名称	富之保	中之保	下之保
設置場所	富之保岩山崎地内 武儀小南	中之保間吹消防団詰所西	下之保殿村地内 消防団詰所横
資材名			
土のう袋 (枚)	200	200	300
木杭 1.5m (本)	0	0	0
木杭 2.0m (本)	0	0	0
長杭 3.0m (本)	0	0	0
長杭 4.0m (本)	0	0	0
鋼管杭 (本)	0	0	0
スパー縄P20号(巻)	0	0	0
わら縄 (巻)	1	1	1
鉄支柱 (本)	0	0	0
ロープ (m)	100	100	100
掛矢 (本)	1	1	1
大ハンマー (本)	1	2	1
たこ (個)	0	0	0
鉄線 (kg)	0	0	0
スコップ (本)	5	10	7

※3箇所とも水防倉庫兼防災備蓄倉庫

6. 上之保地域

水防倉庫名称	鳥屋市	行合	川合	宮脇	明ヶ島	船山	拠点
設置場所							
資材名	鳥屋市 鳥屋市集 会場先	行合 尚古館 (民族 資料館) 横	川合中 上之保体 育館横	宮脇 若宮神社 横	明ヶ島 上之保 つどいの 家横	船山 船山集会 所先	川合下 上之保 警察官 駐在所横
土のう袋 (枚)	200	200	300	300	400	250	200
木杭 1.5m (本)	20	20	20	20	20	20	20
木杭 2.0m (本)	0	0	0	0	0	0	0
長杭 3.0m (本)	0	0	0	0	0	0	0
長杭 4.0m (本)	0	0	0	0	0	0	0
鋼管杭 (本)	0	0	0	0	0	0	0
スパー縄P20号(巻)	0	0	0	0	0	0	0
わら縄 (巻)	1	1	0	1	1	1	1
鉄支柱 (本)	0	0	0	0	0	0	0
ロープ (m)	100	100	100	100	100	200	100
掛矢 (本)	1	3	1	1	2	1	1
大ハンマー (本)	1	2	0	1	1	2	1
たこ (個)	0	0	0	0	0	0	0
鉄線 (kg)	0	0	0	0	0	0	0
スコップ (本)	5	5	5	5	10	5	5

※7箇所とも水防倉庫兼防災備蓄倉庫

第2 水防倉庫の配置

1. 関地域

分団別地区	名称	設置場所	備考	
安桜	西本郷プラント水防倉庫	西本郷通4丁目2-11	土木課	
下有知	東志摩水防倉庫	南宮神社先	地区管理	
小金田	小-1	中島水防倉庫	中島集会所内	地区管理
	小-2	小屋名水防倉庫	小屋名公民センター駐車場	地区管理
	小-3	上白金水防倉庫	上白金941	地区管理
	小-4	山田水防倉庫	消防団車庫北	地区管理
	小-5	下白金水防倉庫	下白金公民センター先	地区管理
	小-6	保戸島水防倉庫	保戸島公民センター内	地区管理

2. 洞戸地域

分団別地区	名称	設置場所	備考
洞戸	市場水防倉庫兼防災備蓄倉庫	洞戸市場 洞戸ふれあいセンター	事務所管理
	下洞戸水防倉庫兼防災備蓄倉庫	洞戸大野 下洞戸活性化センター	事務所管理
	奥洞戸1水防倉庫兼防災備蓄倉庫	洞戸阿部 洞戸高賀山自然の家跡地	事務所管理
	奥洞戸2水防倉庫兼防災備蓄倉庫	洞戸高賀 洞戸林業センター跡地	事務所管理
	菅谷水防倉庫兼防災備蓄倉庫	洞戸菅谷 菅谷青空市場横	事務所管理

3. 板取地域

分団別地区	名称	設置場所	備考
板取	白谷水防倉庫兼防災備蓄倉庫	板取白谷 白谷集会場内	地区管理
	門出水防倉庫兼防災備蓄倉庫	板取門出北 板取集落センター内	地区管理
	上ヶ瀬水防倉庫兼防災備蓄倉庫	板取上ヶ瀬 板取事務所駐車場横	地区管理
	中切水防倉庫兼防災備蓄倉庫	板取中切 板取川出張所横	地区管理
	保木口水防倉庫兼防災備蓄倉庫	板取保木口 保木口グラウンド内	地区管理
	島口水防倉庫兼防災備蓄倉庫	板取島口 板取島口体育館横	地区管理

4. 武芸川地域

分団別地区	名称	設置場所	備考
第1	寺尾水防倉庫兼防災備蓄倉庫	谷口 旧寺尾小内	地区管理
	谷口水防倉庫	谷口 武芸小駐車場	事務所管理
	一色水防倉庫兼防災備蓄倉庫	宇多院 蛭橋上流先	地区管理
第2	高野水防倉庫	高野 高野消防コミュニティセンター横	事務所管理
	跡部水防倉庫兼防災備蓄倉庫	跡部 跡部消防コミュニティセンター横	地区管理

5. 武儀地域

分団別地区	名称	設置場所	備考
武儀	富之保水防倉庫兼防災備蓄倉庫	富之保岩山崎地内 武儀小南	事務所管理
	中之保水防倉庫兼防災備蓄倉庫	中之保間吹 消防団詰所西	事務所管理
	下之保水防倉庫兼防災備蓄倉庫	下之保殿村地内 消防団詰所横	事務所管理

6. 上之保地域

分団別地区	名称	設置場所	備考
上之保	鳥屋市水防倉庫兼防災備蓄倉庫	鳥屋市 鳥屋市集会場先	地区管理
	行合水防倉庫兼防災備蓄倉庫	行合 尚古館（民族資料館）横	地区管理
	川合水防倉庫兼防災備蓄倉庫	川合中 上之保体育館横	地区管理
	明ヶ島水防倉庫兼防災備蓄倉庫	明ヶ島 上之保つどいの家先	地区管理
	拠点水防倉庫兼防災備蓄倉庫	川合下 上之保警察官駐在所横	事務所管理
	宮脇水防倉庫兼防災備蓄倉庫	宮脇 若宮神社横	地区管理
	船山水防倉庫兼防災備蓄倉庫	船山 船山集会所先	地区管理